

令和2年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和2年9月11日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ く り 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一
代 表 監 査 委 員	鍵和田 毅 志	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 認定第 1 号 令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和元年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和元年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第 1 議案第43号 令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）（一般会計補正予算審査特別委員会報告）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第3日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き、新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。また、町長の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は、窓を開けるなどして換気を行ってください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

政策推進課より写真撮影の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名です。よって、地方

自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時02分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、連絡事項を申し上げます。令和元年度各会計の決算認定が提出されておりますので、鍵和田毅志代表監査委員に議場への出席をしていただいております。

それでは本日の会議を開きます。

お諮りします。日程第1「認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第9「認定第9号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までは、監査委員の決算審査意見書が一括提出されておりますので、一括議題とし、町長の提案説明の後、監査委員の審査報告をお願いします。その後、各会計別に担当課長の細部説明、質疑、討論、採決の順に個別に審議を進めさせていただきたいと思います。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。一括議題、個別審議とすることに決定しました。

議 長 日程第1「認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第2「認定第2号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3「認定第3号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4「認定第4号令和元年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第5「認定第5号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6「認定第6号令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7「認定第7号令和元年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8「認定第8号令和元年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9「認定第9号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長から一括議題ということで御指示をいただきましたので、認定第1号から第9号までを一括にて提案説明させていただきますが、認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定についてと、最後になります第9号後期高齢者医療特別会計、また、認定第4号上水道事業会計の提案説明につきましては、ほかの8会計と異なっておりますので、全て朗読をさせていただきます、そのほか、認定第4号を除く8会計につきましては、提案説明が同じですので、第2号の国民健康保険事業特別会計から第8号の用地取得特別会計までは、提案説明を省略させていただきます。このような要領で提案説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、1枚目の認定第1号から順に提案させていただきます。認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について。令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第3項の規定により認定されたい。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

それでは、続きまして、認定第2号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続いて、認定第3号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号令和元年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。令和元年度松田町上水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第32条2項の規定に基づき、令和元年度松田町上水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和元年度松田町上水道事業会計決算を認定されたい。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

続きまして、認定第5号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第6号令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第7号令和元年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第8号令和元年度松田町用地取得特別会計歳

入歳出決算の認定について。認定第9号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第3項の規定により認定されたい。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

これより監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 鍵和田毅志君。

代 表 監 査 委 員 皆さん、おはようございます。鍵和田でございます。

それでは、お手元の決算書3ページ目をお開きください。そちらに監査報告書、審査意見書、書類となっておりますので、御覧になっていただきたいと思います。それでは、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

松監第1号、令和2年7月31日、松田町長 本山博幸殿。松田町代表監査委員 鍵和田毅志。同じく、松田町監査委員 大舘秀孝。

令和元年度松田町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び上水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見書の提出について。地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和元年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、並びに上水道事業会計決算書、その他の関係証書類について審査し、また、地方自治法第241条第5項の規定により基金運用状況を審査したので、その意見を次のとおり提出します。

令和元年度松田町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び上水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見。

審査の対象。1、一般会計。令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算。2、特別会計。令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。以下、会計名のみ朗読いたします。松田町国民健康保険診療所事業特別会計、松田町寄簡易水道事業特別会計、松田町下水道事業特別会計、松田町介護保険事業特別会計、松田町用地取得特別会計、松田町後期高齢者医療特別会計。3、公営企業会計。令和元年度松田町上水道事業会計決算。4、令和元年度松田町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財

産に関する調書。５、令和元年度松田町上水道事業会計損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表。６、松田町定額資金運用基金運用状況。

次に、審査の期間でございます。令和２年７月13日から22日までの５日間行いました。

審査の基本的態度。町長から提出された令和元年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに上水道事業会計決算損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表等の審査に当たっては、関係法令の規定に従い、決算計数の正否、出納行為の適法性及び予算執行手続等の適否について、関係諸帳簿及び証書類等を審査するとともに、必要に応じ、関係者の説明を聴取し、併せて例月出納検査時の資料を…次のページでございます。活用し、厳正かつ普遍的な審査を実施した。また、定額の資金を運用するための基金の運用状況の審査に当たっては、計数の正確性及び運用の適正かつ効率性について、同様に審査を実施した。

審査の結果。１、町長から審査に付された各会計決算書、財産に関する調書及び関係諸帳簿、証書類等を精査したところ、いずれも正確に記帳され、その内容も適正なものと認められた。２、本審査を通じて確認した予算の執行については、一般事務手続に改善を要するものを除き、関係法令等に準拠して行われており、適正と認められた。

決算の概要。令和元年度の一般会計ほか特別会計及び企業会計は、予算現額84億1,338万2,000円に対し、決算額は歳入で78億3,112万6,000円、一般会計46億4,957万5,000円、特別会計は31億8,155万1,000円。歳出で73億7,563万1,000円、一般会計44億955万1,000円、特別会計ほか29億6,608万円となり、歳入歳出差引額は4億5,549万5,000円、一般会計2億4,002万4,000円、特別会計ほか2億1,547万1,000円が翌年度に繰り越されており、健全性は維持されているものと認められた。また、予算の執行状況は、一般会計の執行率86.32%、前年度91.80%。上水道事業会計を除く特別会計が90.86%、前年度91.18%、上水道事業会計では72.84%、前年度72.86%の執行率となっている。執行内容とし

ては、おおむね適正になされているものと認められた。工事等事業執行に当たっては、当初計画、仕様等を十分に踏まえ、最も安価で適正な方法が選択されていた。

3でございます。基金の運用状況を示す書類については、審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理は、全ての重要な点において適正に行われているものと認められた。

4、審査における指摘事項。(1) 町税の滞納整理については、昨年度から徴収実績が伸びていることを確認したため、引き続き努力されたい。また、その他の債権徴収においても、財源確保の観点から積極的に取り組まされたい。

(2) 歳入の収入未済額及び歳出の不用額が大きいものについては、補正予算で減額するなど、その適正な予算措置をされたい。その際、歳出の不用額については、その他の必要な事業に転換するなど、財源を有効活用することを検討されたい。(3) 予算の科目名称については、国等の制度上の名称に準拠するために、内容が分かり難くなっているものがある。制度との整合性も考慮する必要はあるが、住民が分かりやすい名称とするように検討されたい。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議 長 監査委員からの報告が終わりました。それでは、鍵和田代表監査委員には、これで退席していただきたいと思います。ありがとうございました。

代 表 監 査 委 員 失礼します。

(代表監査委員 退席)

議 長 これより、認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、担当課長の細部説明を求めます。説明の前に、各担当課長に申し上げます。この本会議では、款項ごとに簡潔に分かりやすく説明してください。それでは、政策推進課長、お願いします。

政 策 推 進 課 長 それでは、初めでございます。まず18ページのほうになります。実質収支に関する調書でございますが、こちらにつきまして、まず私のほうから説明をし、その後、一般会計予算の歳入につきましては、町税を税務課長から、それ以外では私から説明をさせていただきます。歳出につきましては、各担当課長より説

明をさせていただきます。

それでは、18ページ、実質収支に関する調書でございます。一般会計でございます。1、歳入総額は記載のとおりでございます。2、歳出総額も記載のとおりでございます。3、歳入歳出差引額につきましては2億4,002万4,369円でございます。4番の翌年度へ繰り越すべき財源でございます。(1)継続費通次繰越額につきましては、行政防災無線のデジタル化に伴うものでございます。(2)繰越明許費の繰越額につきましては、E S C O事業ほか全7件の繰越しでございます。合計といたしましては3,377万9,000円でございます。5の実質収支額でございます。こちらにつきましては2億6,245万369円でございます。令和2年度予算の繰越額につきましては、1億1,500万円になりますので、9,123万1,769円を併せて繰り越すものでございます。以上でございます。

税 務 課 長 それでは、税務課より町税について御説明させていただきます。ページ20ページ、21ページ、令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書のほうでございます。

まず歳入でございます。款の1、町税です。予算現額の計15億3,781万2,000円。その右の欄の調定額は16億5,926万333円。収入済額は15億8,755万8,621円で、予算と比較しますと約4,974万円の増となっております。不納欠損は53件で203万8,667円、収入未済額は6,966万3,045円で、昨年より約577万円の減となり、収納率は95.68%になっており、前年度より0.59%増となっております。なお、53件の不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが48件、執行停止中の3年経過したものが4件、徴収金を徴収することができないことが明らかである即時消滅が1件で、合計で53件でございます。

続きまして、税目ごとに御説明させていただきます。項の1、町民税、目の1、個人町民税です。納税義務者数は6,168人で、収入済額の欄ですね、収入済額は6億951万960円です。収納率は対前年度対比で0.71%増の97.22%です。前年度より約221万円の増で、主な要因としましては、滞納繰越分の増額によるものです。現年度分につきましては、所得割の減収により減額になりましたが、滞納繰越分は、滞納処分などを積極的に行ったことや、コンビニ収納の影響により増額となっております。

続いて、目の2の法人でございます。収入済額は1億1,150万5,500円で、収納率は対前年度0.18%増の99.43%です。前年度と比較しまして約1,358万円の増となっております。主な要因といたしましては、法人税割によるもので、元年度、8号法人と9号法人の2社の業績好調の影響によるものでございます。

続いて、項の2の固定資産税でございます。収入済額が7億8,579万1,051円。収納率は対前年度0.51%増の93.75%です。前年度と比較しまして約923万円の増額となっております。主な要因としましては、家屋の新築家屋の増、それから、新築家屋の3年間の減額措置の終了によるものや、償却資産は総務大臣配分や企業の設備投資の増額によるもの、また、滞納繰越分も増額となっております。

次に、項の3、軽自動車税でございます。収入済額2,777万6,140円。収納率は対前年度1.36%増の95.80%です。前年度と比較しまして約168万円の増となっております。主な要因としましては、普通自動車に比べて燃費がいいとか、税金が安いといった低維持費による乗用軽四輪車の登録台数139台の増と、初年度から13年経過する俗に言う重課というものが37台増額になっています。また、令和元年10月1日より導入された環境性能割の影響による増額となっております。

次に項の4、町たばこ税でございます。収入済額5,297万4,970円です。前年度と比較しまして約155万円の増額で、主な要因としましては、健康志向や喫煙場所が制限されるなどの理由から、たばこの本数は減りましたが、30年度10月より普通たばこの単価が値上がった影響により増額となりました。

以上、税関係の説明を終わらせていただきます。

政策推進課長

それでは、2の地方譲与税になります。こちらにつきましては、予算に対しておおむね200万円ほどの増となっております。全体のいろんな各事業に伴う収入実績に伴いまして増額となったものでございます。

初めに、自動車重量譲与税でございます。こちらにつきましては、検査自動車と届出軽自動車に対し課されるものでございます。国税でですね、徴収される自動車重量税の税収入の1,000分の407のうち、道路の延長や面積により譲与されるものでございます。こちらの実績により増額と、予算に対して増額とな

っております。

続きまして、地方揮発油譲与税でございます。いわゆるガソリンに課して地方に財源を譲与されるものでございます。こちらにつきましても道路の延長、面積等により譲与されるもので、ガソリン1リットルにつき4.4円の負担というものでございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。こちらにつきましては、災害防止、国土保全機能等の強化等を目的に事業展開されるものでございます。町としては、人工林の面積割合、林業従事者数の割合、また人口の割合により案分し、譲与されるものでございます。なお、令和6年度より税が課税されるもので、1人1,000円というふうになっております。

続きまして、利子割交付金でございます。預金利子に課税される県税収入を市町村の個人県民税決算額の割合により案分して交付されるものでございます。

次に、配当割交付金でございます。上場株式配当に課税される県税収入の59.4%、県民税総額に占める市町村の個人県民税額の割合により案分して交付されるものでございます。こちらも予算に対して増額となっております。

続きまして、24、25ページになります。上段の株式等譲渡取得割交付金でございます。いわゆる株式譲渡所得に課税される県税収入を市町村の個人県民税決算額の割合により案分されるもので、実績によりこちらは減額というふうになってございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。県の地方消費税収入の2分の1を人口と従業者数で案分して交付されるものでございます。令和元年10月より10%となったことによるものでございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、実績に伴い減額となっておるものでございます。昭和41年に創設されたものでございまして、ゴルフ場の利用税の10分の7で交付されるものでございます。チェックメイトカントリークラブ、小田原ゴルフ、太平洋ゴルフクラブでございます。こちらにつきまして、実績でございますが、太平洋ゴルフクラブのみ増というふうな状況になっておるものでございます。全体としては減というふうなものでございます。

続きまして、自動車取得税交付金でございます。県に納付された自動車取得税の66.5%をですね、町にそれぞれ2分の1ずつ、いわゆる先ほどの町道面積と延長の割合によって交付されるものでございます。

続きまして、地方特例交付金でございます。いわゆる減収補填、住宅借入金特別控除や自動車、軽自動車税等の減収補填として交付されるものでございます。

続きまして、24、25ページの地方交付税でございます。次のページの26、27ページになります。こちらにつきましては、地方自治体の財政の不均衡の是正を目的に、いわゆる基準財政需要額から基準財政収入額を控除した財源不足から算定し、国が交付されるものでございます。普通交付税については全体の94%、特別交付税は6%という形になってございます。今回は、基準財政需要額が社会福祉費、また高齢者福祉費の増、また幼稚園の定員数、区分の見直し等による増、基準財政収入額では、法人税、たばこ税、ゴルフ場利用税などを含めて減となったことにより、臨時財政発行可能額が減額に伴い交付税が増額したというふうになっております。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。こちらは、交通反則金の一部を改良済みの道路延長、過去2年分の事故等の件数等により案分して交付されるものでございます。

続きまして、分担金及び負担金になります。民生費負担金でございます。保育所運営費負担金現年度分でございます。こちらは、保育所徴収基準の70%で徴収されるものでございます。

続きまして、教育費負担金でございます。酒匂川健楽ふれあい広場維持管理費負担金でございます。大井町との協定により、維持管理費を折半で負担するものでございます。主にトイレ等の維持管理や光熱水費等に充てているものでございます。大井町からの負担でございます。

続きまして、28、29ページになります。使用料及び手数料、総務使用料でございます。上段の住宅使用料でございます。上段の中の公的賃貸住宅使用料現年度分でございますが、こちらにつきましては、新規として籠場住宅に伴う21戸分の住宅の収入でございます。その下の地域優良賃貸住宅使用料現年度分に

つきましては、町屋住宅に伴うものでございます。28戸分に対しての収入でございます。

続きまして、民生使用料でございます。行政財産目的外使用でございます。平成30年2月よりUQモバイルを健康福祉センターに設置したことによる収入でございます。

続きまして、農業使用料でございます。寄ロウバイ園使用料でございます。こちらにつきましては、予算に対して増になってございます。入場者数につきましては2万4,864人の来場者でございます。

続きまして、西平畑公園使用料でございます。予算に対して減になってございます。西平畑公園駐車場使用料、ふるさと鉄道使用料の収入でございます。

続きまして、30ページ、31ページになります。14の国庫支出金でございます。民生費国庫負担金でございます。備考欄の障害者自立支援給付費等負担金でございます。こちらにつきましては、総合支援法に基づく障害者福祉サービス給付費の基本額の2分の1で交付されるものでございます。その下のですね、自立支援医療費負担金につきましては、こちらも法に基づく自立支援医療に伴う国庫分として2分の1の交付でございます。その下の障害児施設給付費等負担金につきましては、障害児施設給付費通所支援事業に伴うものでございまして、基本額の2分の1で交付されるものでございます。その下のですね、児童福祉費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金でございます。子育て支援法に伴い、入園している保育施設への給付でございます。

続きまして、その下の保険基盤安定負担金でございます。保険基盤安定制度に基づく国民健康保険の軽減を図るため、保険者支援として負担されるものでございます。

続きまして、児童手当国庫負担金につきましては、総額に対して国が3分の2、県・町で3分の1として歳入されるものでございます。

続きまして、32、33ページになります。国庫補助金、総務費国庫補助金でございます。2の企画費補助金でございます。地方創生推進交付金、2分の1の補助事業でございます。こちらにつきましては、県西地域活性化プロジェクト事業と女性活躍推進事業に伴うものでございまして、今回の予算に対して減額

されているものにつきましては、女性活躍推進事業のハード的な部分の減を含めて減額となっております。

続きまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。中間サーバー・プラットフォーム運営経費といたしましての負担金でございます。マイナンバーカードに伴う中間サーバーの次期システム分でございます。

続きまして、民生費国庫補助金でございます。こちらの子ども・子育て支援国庫交付金につきましては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、学童保育などの事業に係る補助の3分の1で交付されるものでございます。その下の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、システム改修費分や無償化に伴う事務費として交付されるものでございます。

続きまして、34、35ページになります。土木費国庫補助金の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金でございます。こちらにつきましては、道路、橋梁分、あるいは狹隘道路、また住宅耐震、住宅奨励金などに充てているものでございます。予算に対してにつきましては、令和2年度に繰越し分がございます。町道3号線の部分が繰越しになっておりますので、その部分が減額となっているものでございます。

続きまして、3のスポーツ振興費補助金でございます。こちらは、各種トレーニング、体力測定などを計画的に行い、運動促進、健康測定を評価などから継続して行う事業として10分の10の補助事業として行ったものでございます。

続きまして、8、消防費国庫補助金になります。社会資本整備総合交付金でございますが、こちらはハザードマップ作成分でございます。2分の1の補助事業でございます。

続きまして、国庫委託金でございます。総務費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金でございます。外国籍の方の転入、転出に伴う事務費でございます。寄地域のソーシャルリンクに伴うものが主なものでございます。

続きまして、36、37ページになります。款15、県支出金、県負担金、総務費負担金でございます。市町村移譲事務交付金でございます。こちらにつきましては、権限移譲の事務として行うもので、移譲事務は27項目、経由事務が6項目として県からの歳入でございます。その下のですね、民生費負担金でござい

ますが、こちらのほうは、県の先ほどの国庫と併せて県の負担金として入ってきているものでございます。またですね、5、児童手当負担金につきましても総額の6分の1として県から入るものでございます。

続きまして、38、39ページになります。県補助金、総務費補助金ですね、上段の市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらのほうの県からですね、市町村の行政機能及び財政基盤の強化を図るために、そのメニュー化されたものに対してそれぞれ3分の1交付されるもので、広域連携等に伴う新たな取組としては、2分の1上限として県から補助されるものでございます。主なものにつきましては、地方創生推進事業ですね、国庫に当たっていない部分に対してこちらのほうで県の補助をもらっているものや、橋梁等の整備などでございます。

続きまして、その下の水源環境保全・再生施策市町村補助金でございます。こちらにつきましては、河川水路整備事業や地下水保全のモニタリング等の事業、また生活排水に伴う事業、地域水源林の整備事業などでございます。

続きまして、民生費補助金でございますが、5番、子ども・子育て支援交付金でございます。こちらにつきましては、県費分として3分の1交付されるものでございます。

続きまして、40ページ、41ページになります。農林水産業費の補助金でございます。林業費補助金の水源の森林づくり協力協約推進事業補助金でございます。いわゆる森林の間伐や管理道などの整備に対する補助でございます。

続きまして、土木費補助金でございます。地籍調査費補助金、こちらにつきましては4分の3の補助事業となります。主に立会いや測量、閲覧などに伴う補助でございます。

続きまして、8、教育費補助金でございます。土曜日の教育活動支援事業補助金、こちらにつきましては、松田町の寺子屋活動に伴う活動支援分でございます。

続きまして、県委託金、総務費委託金でございます。統計調査費委託金につきましては、10分の10の補助事業として交付されるものでございます。その下の県税徴収委託金でございます。個人県民税徴収委託金につきましては、町民

税と県民税を併せて町が徴収していることから、県が町に委託金として交付されるものでございます。

続きまして、42、43ページでございます。中段の財産収入でございます。財産運用収入の財産貸付収入でございます。土地貸付収入につきましては、チェックメイトカントリークラブ、また小田原エンジニアリング等に伴う収入でございます。

続きまして、2、財産売払収入でございます。土地の売払収入、町有地売払収入につきましては、寄地区のセブンイレブン横の土地、その他、店屋場、中河原等に伴う収入となっております。

続きまして、17寄附金でございます。一般寄附金でございます。一般寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金と一般寄附金でございます。一般寄附金につきましては4件分の寄附でございました。続きまして、特定寄附金でございます。44、45ページになります。町にゆかりのある方からですね、松田小学校整備事業に対する特定寄附金200万円を頂いております。

19繰越金でございます。平成30年度分の決算に伴う金額として前年度繰越金が記載されてございます。

続きまして、46、47ページになります。貸付金元利収入でございます。勤労者生活資金貸付預託金元金収入でございます。こちらは、町在住者で事業所に雇用されている方に対する生活に必要な資金を融資するための預託金でございます。

続きまして、3、ハーブガーデン収入でございます。こちらにつきましては、レストラン、工房、売店、その他収入でございます。その下の町民文化センター自主事業の収入でございます。こちらにつきましては、ロス・カルカス事業に伴う収入でございます。

続きまして、雑入でございます。重度障害者医療費助成高額療養費返納金でございます。後期高齢者医療費自己負担額が月額の上限を超えた分が返納されるもので、今回の歳入となっております。

続きまして、市町村振興協会市町村交付金でございます。こちらにつきましては、神奈川県総事業費につきましては4億5,557万円に対し、宝くじの収

益金の市町村分の配分といたしまして、均等割が40%、均てん割が20%、人口割が40%として交付されるものでございます。

続きまして、48、49ページになります。下段の町債でございます。町債につきましては、収入済額といたしまして4億9,360万円でございます。前年に対しては1億8,400万円の減となっているものでございます。

50ページ、51ページでございます。総務債につきましては、町営住宅補修事業でございます。河内住宅外壁塗装に伴う事業でございます。また、中段の橋梁長寿命化事業につきましては、沢入橋、長寿橋に伴う事業でございます。その下の道路新設改良整備事業につきましては、町道寄15号線外に伴うものでございます。防災無線デジタル化事業につきましては1億3,420万円でございます。またですね、松田小学校施設整備事業と寄幼稚園施設整備事業については、冷房設備等の事業に伴うものでございます。その下の臨時財政対策債につきましては、交付税のですね、交付の額を減らして、いわゆる町税の、町のですね、その穴埋めとして交付するもので、町自らがですね、起債をして発行する取組のものでございます。6年連続でですね、減少傾向にあるものでございます。

続いて、最後になります。環境性能割交付金でございます。こちらにつきましては、県に納付された自動車税環境性能割の一部を市町村道の延長及び面積に応じて市町村に交付されるものでございます。税収の100分の95のうち100分の47を町に交付されるものでございます。以上でございます。

議 会 事 務 局 長 それでは、歳出に入ります。52、53ページをお願いいたします。款、項、目とも議会費でございます。予算現額8,590万7,000円、支出済額8,355万8,641円、不用額234万8,359円でございます。

不用額といたしまして、議員の任期満了による改選により、期末手当、議員期末手当が支給減になったものが主なものでございます。

備考欄をお願いいたします。01議員及び職員人件費に要する経費は、議会費の95.2%を占めております。02議会活動に関する経費の主な内容は、議長交際費、議会だより発行の印刷製本費、議事録作成委託料、庁用車運転管理委託料、県議長会負担金、政務活動費交付金です。以上で説明を終わらせていただきます。

参事兼総務課長 それでは、54、55ページをお願いいたします。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費でございます。予算現額4億2,226万1,000円、支出済額4億1,431万295円、不用額822万9,179円でございます。

この目は、特別職と総務課等の職員の給料等と職員研修に関する経費や、法律相談、情報公開に関する経費を支出しておりまして、主な支出としましては、備考欄の01職員人件費に要する経費、0101職員給与費、給料から負担金補助及び交付金まで、特別職2名と総務課、政策推進課、出納室、税務課、町民課の職員44名分の給料等を支出しています。

下段の02一般管理事務に関する経費の主な支出といたしましては、町の表彰関係、町長交際費、職員健康診断、条例検索システムや産業医の報償費、弁護士相談事業、情報公開に関する経費を支出しております。

次のページをお願いいたします。次のページ、主な支出としましては、13委託料のうち職員健康診断、庁舎の夜間警備、町例規検索システムの保守、会計年度任用職員制度導入の委託料を御覧のとおり支出してございます。そのうち、会計年度任用職員制度導入委託につきましては、改正条例等の確認や調査、現雇用職員の洗い出し等にかかった経費でございます。

19負担金補助及び交付金ですが、県町村会ほか7団体等に負担金並びに補助金を交付しております。下段の0202職員研修事業では、基本研修から専門研修まで、54の研修、講座に参加し、延べ117人の職員が参加しております。以上です。

政策推進課長 それでは、目2文書広報費でございます。こちらにつきましては、広報広聴に要する経費でございます。主なものにつきましては、ふるさと大使の謝礼、また、使用料及び賃借料にありますように、自治体デジタル放送使用料、決算年度につきましては、松田フォトコンテスト事業、2年に1回の事業でございますが、実施したものでございます。不用額につきましては需要額でございます。こちらにつきましては、「広報まつだ」全12回分ですね、落札の残等によるものが大きなものでございます。

続きまして、財政管理費でございます。60ページ、61ページになります。こちらにつきましては、主に新地方公会計の制度財務書類の作成等に伴う委託料

が主なものでございます。以上です。

会 計 管 理 者 目 4 会計管理費。主なものとしましては、12役務費の中の町の指定管理機関であるさがみ信用金庫への派出事務手数料でございます。以上です。

参事兼総務課長 次に、目の 5 財産管理費について御説明させていただきます。予算現額 6,152万9,663円、支出済額5,968万4,599円、不用額184万5,064円でございます。この目は、役場庁舎の管理、町有財産の管理と庁用車等の管理経費を支出しております。

備考欄0101財産管理経費の主な支出といたしましては、13委託料、町有林整備委託料504万9,000円で、県の補助事業で、水源環境保全・再生施策市町村交付金を使い整備したものでございます。25積立金につきましては、次のページをお願いいたします。上段の再生可能エネルギー等導入促進基金積立金では、太陽光発電設備 3 か所からの売電収入を積み立てているものでございます。次に、0102庁用車管理経費では、総務課で管理しています 6 台分の庁用車の管理経費を支出しております。主なものは、運転手 1 名分の運転管理委託料119万6,317円、それから、リースしております自動車 4 台分の230万6,880円でございます。0103庁舎管理経費のうち、11需用費の中の光熱水費は677万3,233円で、庁舎等の電気、水道料等を支出しております。13委託料の主なものは、電気保安業務、エレベーターの点検や庁舎の清掃など、庁舎管理、法定業務等委託料 800万7,541円となっています。

次のページをお願いいたします。0104町営臨時駐車場管理経費でございます。仲町屋の月極駐車場と、J R 松田駅北口にございます町営臨時駐車場の管理にかかった管理費用でございます。

次に、目 6 住宅管理費について説明いたします。予算現額4,026万9,657円、支出済額3,763万7,800円。事故繰越額として1,061万4,320円。これは町営住宅解体事業に対しての繰り越しをさせていただいたものでございます。不用額 263万1,857円でございます。この目は、町営住宅の住宅管理にかかる経費を支出しており、主な支出といたしましては、14使用料及び賃借料の住宅敷地借地料として88万6,757円、15工事請負費の町営住宅解体整地工事に1,347万1,020円を支出いたしました。内訳は、中河原 1 棟及び中丸 1 棟の285万6,700

円と、中河原住宅の事故繰越分1,061万4,320円でございます。また、河内住宅の外壁塗装工事として1,341万5,600円を支出しております。

次のページをお願いいたします。0201住宅整備事業管理経費のうち、13委託料につきましては、維持管理運営委託料として籠場住宅分が154万193円、町屋住宅分として733万9,529円、合計887万9,722円を支出いたしました。以上です。

政策推進課長 それでは、目になります。企画費でございます。まず、不用額のほうでございますが、賃金でございます。こちらにつきましては、県西活性化プロジェクト事業に伴う賃金の減、事業に伴う減でございます。またですね、その下、需用費につきましては、206万1,710円の不用額がございますが、総合計画に関するものや、110周年記念事業に伴う残額でございます。その下段の委託料につきましては、女性活躍推進事業に伴う残、それと、ふるさと納税の委託料に伴う残額でございます。

それでは、この企画調整事務に関する経費につきまして、主なものを御説明させていただきます。主なものは負担金補助及び交付金ということで、いわゆる広域連携に伴う様々な事業展開をするための負担金でございます。また、総合計画等の推進経費、0102でございますが、こちらにつきましては、経過等のPDCAを回すための事業展開として行うために今後やっていくものでございます。また、0103につきましては、自治体交流事業、いわゆる横芝光町さんとの連携事業に伴う事業費でございます。

68、69ページになります。0104番になります。定住少子化対策支援事業でございます。主なものにつきましては、19負担金補助及び交付金でございます。住宅取得促進奨励金でございます。今回の件につきましては、15件分の申請でございました。また、二世帯同居等支援奨励金につきましては、近居ということで9件分、同居として2件分でございます。ふるさと松田同窓会助成費用につきましては、9件分の事業でございました。その下の民間賃貸住宅家賃補助につきましては、新規として2件分が新たに申請がございました。そのほか、ふるさと納税管理業務の委託料でございます。そして、0108番に記載されております関係人口創出・拡大事業、10分の10補助事業として行ったものでございます。

70ページ、71ページでございます。また、国際交流推進事業でございます。こちらにつきましては、町のボランティア活動団体さんと連携をして取り組んだものでございます。そして、0301シティプロモーションおもてなし推進事業でございます。こちらにつきましては、ふるさと大使おもてなし公演会等の委託事業費、またですね、0401になりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に伴う県西地域活性化プロジェクト事業、こちらにつきましては、国際交流事業の推進委託料として、いわゆる観光まつり等やホームページの運営等に伴う事業委託分とですね、駅周辺地域広域案内等業務委託料として、本町の駅周辺地域と広域拠点を結ぶアクセス体制の目的としてE V車両のレンタル事業などの事業費でございます。

72、73ページになります。0402になります。備考欄でございます。女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業でございます。主なものにつきましては13委託料でございます。松田創生推進拠点施設運営のための委託料でございます。そして、工事請負費につきましては3件でございました。今回は、それぞれ機能の充実ということで事業展開をした工事費でございます。以上です。

議 長 暫時休憩とします。10時10分から再開いたします。 (10時01分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時10分)

参事兼総務課長 72、73ページを御覧ください。目8、町政連絡費でございます。主な支出といたしましては、1、報酬で、行政協力員報酬として26名分をお支払いしております。それと、19負担金補助及び交付金では、地域コミュニティー活動交付金を支出しております。以上です。

教 育 課 長 目の9、町民文化センター管理費になります。予算額1億8,992万5,492円、支出済額3,072万8,671円でございます。また、繰越明許費1億5,110万3,000円でございます。この繰越明許費につきましては、町民文化センターE S C O事業に関わる経費でございました。文化センターの予算では、事務機器の使用料など、窓口事務に係る一般事務経費と、施設の維持管理経費として、法定の設備点検が主なものでございます。中段の工事請負費では、スチールドア改修工事として、大ホール横西側非常口ドア改修ほか、記載のとおり、計3件の工事を行いました。

下段の0103自主事業経費としまして、自主事業を1回実施しました。実施事業の内容につきましては、5月に南米ボリビア共和国folkローレグループ「ロス・カルカス」を実施いたしました。説明は以上でございます。

政策推進課長 それでは74、75ページになります。10、電算管理費でございます。こちらにつきましては、住民情報システム管理経費といたしまして、いわゆる住民の情報関連の経費で、町村共同システムの対応事業、いわゆる負担金と、その共同システムに対応できない事業の端末の保守やアウトソーシングの委託、またOCR機器、プリンター、スキャナーなどの機器に伴う経費でございます。

76、77ページになります。続きまして、0102になります。財務会計端末機器関係経費でございます。こちらにつきましては、町のですね、財務会計システム、公会計のシステムの運用サポートに伴う保守事業などによるものでございます。

続きまして、0103の電子自治体推進事業でございます。行政事務の効率化・迅速化として、地方公共団体間でですね、情報交換、情報共有に加えて、大きなWANとして相互に接続をし、より広範囲な情報共有をするという目的で行っているものでございます。

続きまして、備考欄の0104でございます。庁内LAN関係経費でございます。庁舎内のですね、いわゆるLAN、ローカルネットワーク、いわゆるインターネットに接続している事務機器と、回線の維持管理などの経費でございます。主な各種サーバー、ウェブサーバー等を含めて維持管理に伴う事業でございます。

78、79ページになります。上段になります。その中でですね、神奈川県情報セキュリティクラウド使用料というのがございます。こちらにつきましては、平成29年6月にですね、総務省の方針により、県のセキュリティクラウドに加入するための費用で、目的としましてはインターネットからの情報流出の可能性が格段に減らすことを目的に、パソコンを外に持って行き、インターネットを経由することを抑制するための使用料でございます。以上です。

町民課長 目11寄出張所費、予算現額314万6,000円、支出済額296万5,522円。寄出張所施設の維持管理を含めた運営経費となります。支出の主なものは、備考欄の節

28繰出金、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金でございます。こちらは、診療所特別会計で支出をしています出張所と兼務の再任用職員1名分の給与の一部を、一般会計から診療所会計へ繰り出すものでございます。そのほか、光熱水費や浄化槽維持管理費委託料など、施設の管理経費となっております。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 次に目の12、交通防犯安全対策費でございます。この目は交通安全対策と、防犯活動に係る経費を支出しておりまして、主な支出といたしましては、0102交通指導隊運営事業のうち、1の報酬として、19名分の交通指導隊員報酬をお支払いをしています。

次のページをお開きください。0103交通安全啓発事業のうち、主なものとして、13委託料の交通安全見守り事業といたしまして、県道711号線と仲町商店街の交差点に、児童の登下校時の交通安全見守りを、町シルバー人材センターに委託しています。

次に0104駐輪場管理業務は、放置自転車対策委託など、放置自転車対策に係る経費を支出しております。

次に0105防犯活動事業の主なものといたしましては、11需用費の光熱水費として、防犯灯の電気料、それから14使用料及び賃借料の防犯カメラ賃借料につきましては、平成25年度に設置した新松田駅北口の防犯カメラの賃借料を支出しております。LED防犯灯リース料につきましては、1,182灯分のリース料として、それと15工事請負費の防犯カメラ整備工事につきましては、宮下公園内、河内255号線高架下、湯の沢県道沿いに設置をいたしました。以上です。

税 務 課 長 続いて、82、83、項の2徴税費、目の1、税務総務費でございます。予算現額…（私語あり）

政 策 推 進 課 長 すみません。80ページ、81ページの下段になります。13地域公共交通の対策費でございます。

続きまして82、83ページになります。主なものにつきましては、負担金補助及び交付金でございます。乗合バス運行事業費、そしてバス通学定期券助成事業費、また高齢者バスの定期券の助成事業に伴うものでございます。なお、この不用額がございますが、こちらにつきましてはバス通学定期のですね、学生

分の事業の減に伴う不用額が出ているものが主なものでございます。以上です。

税 務 課 長 すみません。続きまして、2の徴税费、目の1、税務総務費でございます。予算現額157万2,212円、支出済額につきましては147万5,778円でございます。支出の主なものとしまして、備考欄0101一般事務経費で、節の7、賃金でございます。こちらは、確定申告時期や、税の賦課事務などの繁忙期に雇用してまします臨時雇用賃金5名分、96万9,224円と、その段の下段ですね、0103固定資産評価審査委員会に関する経費で、節の1、報酬1万3,500円です。こちらは、委員3名の報酬で、昨年度、固定資産評価審査委員会を1回開催しまして、固定資産税の課税状況や、縦覧・閲覧の実績報告をさせていただきました。

続きまして目の2、賦課徴収費でございます。予算現額1,914万7,788円、支出済額1,727万4,361円です。支出の主なものとしましては、右側の備考欄0101の一般事務経費と、一番最下段でございます、節の23、償還金利子及び割引料の、過誤納還付金及び加算金で、275万2,479円でございます。こちらはですね、地方税法第17条などで定める過誤納還付や還付加算金で、個人の修正や法人の決算状況により発生したものを還付するものでございます。

次ページ、84ページ、85ページをおめくりください。同じく備考欄でございます。0102の収納対策に関する経費でございます。こちら節1報酬、265万1,160円で、収納対策員1名分の報酬でございます。

続きまして、0103固定資産評価事業でございます。こちらはですね、13委託料の、固定資産評価業務委託料236万5,000円と、その下土地鑑定評価業務委託料333万3,000円はですね、こちらは令和3年度の評価替えに向けて、路線価の算出に向けての資料作成や、標準宅地80か所を鑑定する業務でございます。さらに19番、一番最下段ですね。負担金補助及び交付金で113万700円、こちらは空中写真共同入手業務負担金もですね、同じく令和3年の評価替えに向けまして、正確な課税業務を行うためにですね、航空写真を撮影したものでございます。以上、税務課の説明を終わりにします。

町 民 課 長 目1、戸籍住民基本台帳費、予算現額1,645万8,000円、支出済額1,464万8,129円。不用額180万9,871円の主なものは、個人番号カード関連事業交付金の139万700円でございます。備考欄を御覧ください。01戸籍住民基本台帳事務

に要する経費の支出の主なものとしましては、一般事務経費の節7賃金、臨時雇用賃金1名分、節11需用費、戸籍事務用参考図書、リサイクル用紙などの消耗品、戸籍や印鑑証明に使用する偽造防止用紙の印刷製本費、節18備品購入費、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者カードの裏面に、変更事項を記載するための裏書印字システムを購入いたしました。

節19負担金補助及び交付金の主なものは、1枚おめくりいただき、86、87ページを御覧ください。個人番号通知カードと、個人番号カードの発行のための経費として、個人番号関連事務交付金を、個人番号カード発行のための事務を請け負う地方公共団体情報システム機構へ支出しております。住民の方がマイナンバーカードを申請した件数に応じて、3月末時点で金額が確定するため、139万700円の不用額となっております。なお、これらの経費につきましては、10分の10の国庫補助金で賄われております。

0102戸籍電算システム経費につきましては、平成23年11月から導入しました戸籍の電算化に伴います管理経費で、機器の賃借料と運用保守委託料でございます。機器の内訳といたしましては、戸籍サーバー2台、ディスプレイ2台、クライアント2台、プリンター1台でございます。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 続きまして、項の4選挙費、目の1選挙管理委員会費について説明いたします。この目につきましては、選挙管理委員会に係る運営経費を支出しております。年4回開催されます選挙管理委員会の定例委員会の委員4名分の報酬のほか、事務経費を支出しております。

次に目の2、県知事及び県議会議員選挙費でございます。昨年4月7日に執行された選挙にかかった費用でございますが、主な支出は、期日前投票を含む投開票事務に係る投票管理者や立会人への報酬、それから職員への事務従事者手当でございます。

次のページをお開きください。目の3参議院議員選挙費です。昨年7月21日に執行された選挙にかかった費用でございますが、主な支出は、期日前投票を含む投開票事務に係る投票管理者や立会人への報酬、それから職員への事務従事者手当でございます。

次のページをお願いいたします。目の4、町議会議員選挙費でございます。

昨年9月8日に執行予定でしたが、無投票となりましたが、そこまでに至る事務経費や委託料、時間外勤務手当などを支出しております。説明は以上です。

政策推進課長 それでは5、統計調査費でございます。こちらにつきましては、主に中段のですね、基幹統計調査事務経費でございますが、こちらにつきましては国のですね、行政機関が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計として行うもので、この経費につきましては、10分の10の補助事業となります。

続きまして92、93ページになります。監査委員費の監査事務費でございます。こちらにつきましては、毎月1回の例月出納、また定期監査、決算審査、その他団体の監査や研修などを含めた経費でございます。以上です。

福祉課長 それでは、引き続き92、93ページ中段、款の3、民生費でございます。予算現額12億9,809万7,868円、支出済額が12億6,290万4,858円となりました。項の1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。予算現額は4億1,847万4,500円、支出済額3億9,334万1,045円で、不用額は2,513万3,455円で、主に繰出金に不用額が生じたものでございます。支出を構成している主なものは、人件費、委託料、繰出金でございます。

備考欄を御覧ください。01職員人件費に要する経費、0101職員給与費では、職員11名分の人件費7,233万8,183円を支出いたしました。02社会福祉業務に要する経費、0201火葬料援助費では、節の20扶助費、火葬料援助費37件、112万8,000円を支出いたしました。

1枚おめくりください。94、95ページでございます。0203一般事務経費でございますが、中段、13委託料では、健康福祉センター指定管理委託料として、1,694万2,861円を、入浴施設の運営も含めて町社会福祉協議会に支出したほか、節の19、負担金補助及び交付金では、町社会福祉協議会補助金として、2,999万1,351円を、職員給与費として支出いたしました。0204地域福祉推進事業においては、ふれあい相談員として、ふれあい相談員の報酬として支出をしたほか、避難行動要支援者等情報システムの入替えにかかる経費として、108万3,760円を支出いたしました。

1枚おめくりください。96、97ページでございます。03繰出金に要する経費

でございますが、節28の繰出金の支出額は2億6,787万8,512円、前年度比較694万1,564円の増となりました。0301国民健康保険事業特別会計繰出金の内訳は、法定繰入基準に基づき繰出した国保会計の職員3名分の職員給与分と、国保会計の出産育児一時金、財政安定化支援事業分の法定繰入分の合計3,464万3,235円になります。また、国民健康保険基盤安定制度繰出金は、低所得者に対して保険料の一定割合を補填する制度で、国・県の補助が財源措置され、6,296万1,277円のうち、町の負担額は1,574万320円になります。0302介護保険事業特別会計繰出金は、法定割合に基づく分を町負担分として支出をしています。

目の2、老人福祉費でございます。あ、老人福祉総務費でございます。予算現額1億5,900万5,000円、支出済額1億5,585万5,541円です。主な支出でございますが、後期高齢者医療保険の運営に関わるものでございます。

説明欄0103後期高齢者医療運営事業、節の19負担金補助及び交付金の、後期高齢者医療広域連合事務負担金は、連合会の運営負担金で、人口割47.5%、被保険者割47.5%、均等割5%の割合で負担しているものでございます。次の後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、後期高齢者医療制度の公費負担5割のうち、町負担分は全体の12分の1となっています。節の28繰出金について、後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金は、低所得者の負担軽減に関わるものとして、また、後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般管理経費分としてそれぞれ繰り出しをしております。最下段から次ページにまたがりませんが、0104敬老会関係でございます。節の8報償費、敬老祝金122万円の支給対象者は81名でございました。100歳をお迎えになられた4名の方には、誕生日に祝金をお届けいたしました。

1枚おめくりいただき、98、99ページをお願いいたします。需用費で、記念品代を支出しております。敬老会の対象者は2,860名でございましたが、民生委員、児童委員の皆様の御協力により、対象者の皆様全員に記念品を配付することができました。0105高齢者生きがい事業230万794円でございます。節の19負担金補助及び交付金の、松田町シルバー人材センター振興補助金として、事務局職員給与費2名分の人件費を支出いたしました。0106高齢者生活支援事業

では、緊急通報サービス事業等を行っております。緊急通報サービス事業では、NTTから電話機等をリースし、システム保守を委託するほか、通報等の業務について24時間対応できるあしがら広域福祉センターに委託して実施しております。節の19負担金補助及び交付金の、福祉有償サービス事業補助金は、しあわせサービスの有償サービス事業と、社会福祉協議会への事業と合わせて支出をしております。

目の3、障害者福祉費でございます。予算現額3億1,680万円、支出済額3億1,584万8,679円となりました。1枚おめくりください。100ページ、101ページでございます。主な支出といたしましては、障害福祉サービス扶助費となっております。説明欄0102重度障害者医療費のうち、節の20扶助費として、2,499万1,222円を支出いたしました。障がい者のうち、重度者182名が、延べ4,502件の重度障害者医療を利用をされました。その下、0103障害福祉サービス等給付事業として、受給者証の交付を受けた障がい児者合わせて133名の方が、14種類のサービスを利用されています。また、障害者自立支援医療費として8名、補装具給付費については12名の方が利用されております。節の20、扶助費として、サービス給付、補装具合わせて2億7,422万3,619円を支出いたしました。節の23償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度の実績額が確定し、精算・返還をいたしましたものでございます。0104地域支援事業として、662万7,656円を支出いたしました。最下段の節19負担金補助及び交付金におきまして、町単独の事業として障害者施設通所者交通費助成を21名の方に、自動車燃料費助成を35名に、次ページ、102、103ページになります、1枚おめくりください。福祉タクシーの利用助成については67名に、このほか障害者バス定期券の助成、いわゆる「まちなり福祉パス」については現在9名の…平成元年、9名の方が利用されております。その下、0105障害者機能訓練・社会参加支援啓発事業では、節の19負担金補助及び交付金において、1市5町で運営しております地域活動支援センターに関わる経費を支出しております。12名の方が相談支援事業を御利用になられております。

目の4、国民年金事務費でございます。予算現額31万4,000円、支出済額31万1,516円、前年度比較マイナス42万6,910円の減となりました。国民年金事務

に関する事務経費で、各種申請の受付や相談業務を行っております。民生費前半につきましては以上でございます。

子育て健康課長　　続きまして、款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費です。予算現額9,065万7,690円、支出済額8,816万4,997円です。不用額の249万5,693円は、主なものは、0101の一般事務経費の賃金、臨時雇用職員賃金、それと0102の小児医療費助成事業の20扶助費の小児医療費、105ページの0106子ども・子育て推進事業の13委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料になります。

それでは01児童福祉全般に要する経費について御説明いたします。備考欄の0101一般事務経費の主なものですが、經常経費がほとんどのものでございますが、19の負担金補助及び交付金の広域病児保育事業負担金については、平成30年10月から上郡5町が広域連携し開始された事業でございます。登録者数は、松田町の中では34名で、利用者は11名、延べ人数は26名でした。23の償還金利子及び割引料の子ども・子育て支援交付金返還金については、平成30年度に国から交付された交付金に対して、実績により差額が生じたために、翌年度に精算されたものでございます。

104、105ページを御覧ください。0102小児医療費助成事業です。扶助費として、中学校修了までの対象者1,073人分の小児医療費を助成しております。

0103ひとり親家庭等医療費助成事業では、扶助費としてひとり親家庭等対象者143名、62世帯分の医療費を助成しております。この医療費助成は、親も対象となっております。こちらについては、前年との比較で73万7,155円ほど増額となっております。

0104の子育て支援センター・ファミリーサポート事業では、13の委託料、子育て支援センター・ファミリーサポート事業委託料でございます。前年と比較しまして142万9,727円の増額となっておりますが、理由としましては、5月に現在の松田町創生推進拠点施設への移転に伴う経費の増額となっております。19の負担金補助及び交付金では、平成30年4月に松田さくら保育園内に開設された子育て支援センター「すこやか」に対する民間保育所内子育て支援センター運営費補助金でございます。補助金額については、前年と同額となっております。令和元年度の実績は165日の開所で、延べ1,408人の利用者がございました。

た。

0105の学童保育運営事業の主なものは、7の賃金、学童保育支援員に関わる臨時雇用賃金20名分、こちらにございます。平成31年4月時点では、松田の学童保育は3教室82名、寄学童保育が1教室6名の登録がございました。3月にコロナの感染防止対策により休校がございまして、それに伴い急遽平日の7時半から1時半の開室が必要になったため、不足になった分については予備費より充用を行いました。

106、107ページを御覧ください。0106子ども・子育て支援事業計画推進事業でございます。主なものにつきましては、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料になります。こちらは30年度には計画策定のためのニーズ調査も実施しております。

0107の子育て世帯支援事業です。19の負担金補助及び交付金、こちらは子育て世帯支援事業補助金として、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、2人以上のお子さんを養育する世帯について、前年度納付された水道料金の基本料金相当額を補助しております。令和元年度の実績は379世帯分で、前年度より8世帯ほどの増加がございました。

0108の児童相談事業のものは、主なものは1の報酬として、要保護児童等の相談を受ける児童相談員の報酬1名分と、子育て世帯包括支援センター松田町子育て相談室「のびのび」の母子保健コーディネーターの報酬1名分でございます。

続きまして目の2、児童措置費について御説明いたします。予算現額3億1,122万1,000円、支出済額3億836万3,682円です。不用額285万7,318円の主なものは、0101保育所運営事業の13委託料、保育所運営費委託料、0104の小規模保育事業の15工事請負費、小規模保育の施設工事、0105の子ども・子育て支援事業、11需用費の印刷製本費になります。

それでは、0101保育所運営事業の主なものについて御説明いたします。13委託料の、保育所運営費委託料で、松田町在住の入所児童に要する保育材料費等の一般生活費、保育士の人件費及び保育所の施設管理に必要な経費を、委託料でお支払いしているものです。令和2年3月31日時点で、松田さくら保育園に

133人、なのはな保育園に10人、町外の保育所に14人、計157人の入所児がございました。前年と比較して1,822万150円の増でございますが、増額の理由は、10月からのなのはな保育園の開所に伴うものによります。

108、109ページを御覧ください。19負担金補助及び交付金では、幼児教育の無償化に伴うシステム改修費の負担金として、改修費の費用がございました。こちらは令和元年10月1日から、幼稚園・保育園などを利用するお子さん達に対しての利用料が無償化になったための改修費になっております。

0102の保育促進事業の主なものについては、一時預かり事業補助金についてでございます。実績については年間延べ38名ございました。

0103児童手当事業の主なものは、20の扶助費の児童手当で、6月、10月、2月の年3回支給で、延べ1万1,717日分を支給いたしました。前年と比較して110万ほどの減額となっておりますが、児童数の減によるものでございます。

0104の小規模保育事業の主なものは、松田町小規模保育所なのはな保育園の10月からの開所に伴う15工事請負費、小規模保育施設工事費と、18の備品購入費、施設用備品になります。0105子ども・子育て支援事業の主なものは、保育教育・保育の無償化に伴うもので、主なものは幼児教育・保育の無償化に伴う例規整備の委託料になります。先ほど説明いたしました0104の小規模保育事業と、0105の子ども・子育て支援事業は、令和元年度からの新たな事業となっております。

続きまして110、111ページを御覧ください。項の3災害救助費、目1臨時災害救助費につきましては、令和元年10月の台風19号による寄地区の被害に対し、災害救助法適用に伴う住宅の応急修理及び災害救助法適用に伴う障害物撤去の委託料等と、令和元年8月の九州豪雨、9月の台風15号による災害支援に対しての費用でございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費になります。予算現額7,480万2,000円、支出済額7,349万3,851円でございます。主なものにつきましては、職員給与費の一般職員8名分の人件費に要する経費でございます。

0201の一般事務経費の主なものにつきましては、112、113ページを御覧ください。

さい。足柄上医師会事業負担金、広域二次病院、広域二次病院群輪番制運営事業負担金、足柄上衛生組合負担金、休日急患診療所ですね。こちらの負担金にございます。前年との比較では、18万2,673円の増額で、休日急患診療所への負担金の増額分となっております。

0203の一般健康づくり事業の主なものにつきましては、8番の報償費、健康づくり普及員の報酬等になります。

続きまして、03の繰出金に要する経費、0301寄簡易水道事業特別会計繰出金を御覧ください。こちらでは1,691万5,000円を支出をしております。

次に、目2予防費です。予算現額5,075万2,000円、支出済額4,504万3,121円、不用額は570万8,879円で、主なものは0102の感染症予防事業の13委託料、個別予防接種委託料、それと0104未熟児等養育医療費助成事業の20扶助費、医療費になります。

0101母子保健事業の主なものにつきましては、乳幼児期の健康相談事業、健康診査事業、健康教育事業に関わる医師、歯科医師、保健師等の報酬になります。前年と比較しまして、77万138円の減額となっておりますが、担当する栄養士が嘱託員になったことによる報償費の減となっております。

114、115ページを御覧ください。13委託料で、お誕生前健康診査や、妊婦健康診査などの事業に関わる委託料です。前年との比較では52万810円の減額となっておりますが、妊婦健康診査対象者の減少による妊婦健康診査委託料の減となっております。20の扶助費の特定不妊・不育治療費助成金についてです。令和元年度の実績について、8名の方より延べ13件の申請があり、出産に至った方、1件ございました。前年との比較では43万6,770円の増額で、申請件数の増加によるものとなっております。

0102感染症予防事業の主なものは、足柄上医師会、小田原医師会、足柄上病院と足柄上地区1市5町で共同契約をし、実施している予防接種事業に関わる個別予防接種委託料でございます。前年との比較では、308万289円の減額になっておりまして、予防接種対象者数の減少によるものでございました。また、令和元年より、風疹抗体検査の委託料も行っております。20の扶助費、任意予防接種助成金は、平成30年10月より小児インフルエンザ助成事業として、小学

生と中学生のインフルエンザ予防接種費用の助成を行っております。実績につきましては、小学生が延べ272件、中学生67件でございます。前年との比較では、10万7,440円の増額になっておりまして、接種者数の増加によるものでございました。

0103健康増進事業の主なものについては、13委託料ですが、116、117ページを御覧ください。主にがん集団検診委託料と、がん施設検診委託料になります。令和元年度から、胃がん内視鏡検診も新たに施設検診として実施しております。前年との比較では11万2,443円の増額となっております。

0104の未熟児等養育医療費助成事業の主なものは、20の扶助費の医療費でございます。令和元年度の対象者は6名でございました。

0105の後期高齢者保健事業の主なものは、13委託料、高齢者集団健診委託料と、高齢者施設健診委託料です。高齢者の医療を確保する法律に基づく検診事業で、対象者は後期高齢者でございます。前年との比較では、1万2,469円の増額で、健診受診者数の増加によるものでございました。

また、平成30年度まではここに予算計上されておりました後期高齢者人間ドック補助金、これは377ページの後期高齢者医療特別会計の保健事業、保健普及費の一般管理経費に移りました。以上で説明を終わらせていただきます。

環境上下水道課長 目3環境対策費です。支出済額6,337万7,284円です。備考欄を御覧ください。環境対策に要する経費、主たる事業として、ページ下段0103環境美化推進事業として、環境美化推進委員の報酬を支出しております。環境美化パトロール、ごみ集積場のパトロール、地域要望の取りまとめなどをお願いしております。次ページを御覧ください。委託料としまして、市街化区域側溝清掃委託料、不法投棄回収委託料をそれぞれ支出しております。

続きまして、0104鳥獣防除対策事業につきましては、主な支出としまして8報償費、有害獣駆除報奨金として、ハクビシン、タヌキ、アナグマ等155頭分、また19負担金補助及び交付金の有害獣防止柵設置材料費補助金では、3名の方へ、588メートルの防護柵設置に関する補助金として支出を行っております。

続きまして、0105小田原市斎場等に関する経費でございます。節13委託料、小田原市斎場事務委託料、令和元年7月より供用開始しました斎場事務に関す

る経費でございます。なお、今まで負担しておりました小田原市斎場事務広域化協議会負担金につきましては、平成30年度末で終了となりました。節19負担金補助及び交付金、小田原市斎場整備費負担金でございます。小田原市ほか1市5町での斎場建設に係る整備の負担金でございます。整備内容につきましては、既存施設の解体と広域農道からの進入路の整備でございます。

次ページを御覧ください。13委託料、クールチョイス普及啓発事業委託として、今年度も事業を実施してございます。

続きまして、項、清掃費、支出済額1億3,298万2,781円です。目、塵芥処理費、支出済額1億2,416万4,165円でございます。主な支出としまして、負担金補助及び交付金、足柄東部清掃組合にごみ処理の中間処理に係る負担金として支出を行っております。ページ下段を御覧ください。0104廃棄物収集運搬委託料、可燃・不燃・ペット・資源ごみの収集運搬の委託費用でございます。

続きまして、次ページを御覧ください。し尿処理費でございます。支出済額881万8,616円でございます。主な支出といたしましては、し尿処理の委託料、合併処理浄化槽の整備補助金、足柄上衛生組合に関する補助金、以上でございます。以上で説明を終わります。

観光経済課長 それでは122、123ページ、続きからとなります。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費をお願いいたします。予算現額は233万3,000円、支出済額223万9,865円、残額が9万3,135円でございます。右側の備考欄を御覧ください。01農業委員会運営等に要する経費の主な支出につきましては、0101一般事務経費、節の1報酬で、農業委員8名分の報酬などがございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。124、125ページをお願いいたします。右側備考欄にて御説明を申し上げます。0102国有農地管理事務取扱事業、国有農地16筆2,422平米の管理事務経費となっております。その下、0103農業者年金業務、年金加入者6名の方がいらっしゃいます。こちらに係る事務経費となっております。

続きましてその下、目3農業振興費でございます。予算現額1,238万6,000円、支出済額1,011万1,871円、繰越明許100万9,000円、残額が126万5,129円でございます。繰越明許費につきましては、令和元年度の台風等災害を受けまして、

年度末近くに国や県の補正予算によって措置された支援制度によるものでございます。

その後ですね、0102施設管理経費でございます。11需用費、修繕料におきましては、農林道水路の修繕を7件、15工事請負費、一般農林道水路等補修工事では、災害対応などで11か所、さらには新林農道の路肩補修工事を実施してございます。

1ページおめくりください。127ページ、備考欄を御覧ください。0103中山間地域等農業活性化支援推進事業につきましては、補助金として適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援措置事業でございます。

その後、0104でございます。里地里山保全・再生事業で、こちらについては県100%補助の事業でございます。地域で、山や農地など自然環境を維持管理していくための補助金でございます。寄におきましては宇津茂地区1万6,733平米に加えまして、昨年度からは土佐原地区3万7,507平米が指定され、里地里山の保全活動が行われております。

続きまして、目4自然休養村管理費になります。予算現額1,416万4,000円、支出済額1,326万4,995円、残額は89万9,005円となっております。0102自然休養村管理センター施設管理経費でございます。下段のほう、14使用料及び賃借料は、施設用地借地料でございます。面積は2,159平米、地権者は5名の方となっております。

その下、0103ふれあい農園施設管理経費です。こちらにつきましても、同農園の施設用借地料として計上してございますが、面積は1万3,876平米、地権者の方は18名となっております。

0104みやま運動広場管理経費につきましては、1ページおめくりください。129ページ、右側備考欄でございます。14使用料及び賃借料、みやま運動広場施設用地借地料は、20名の方々から1万998平米の土地を借地してございます。

0105寄ロウバイ園施設管理経費につきましては、ロウバイまつり開催経費として、主に7賃金は、駐車場整理や料金徴収等の業務をしていただいている方の賃金でございます。13委託料におきましては、ロウバイまつりなど、ロウバ

イまつりの委託料として、このお祭りでございますが、1月11日から1か月間、31日間開催し、2万4,864人は過去2番目の人出を記録してございます。ロウバイ園の指定管理委託料につきましては、祭り期間を除きますロウバイ園の維持管理を、平成30年度から令和2年度までお願いしているものでございます。

続きまして、02ふれあい農林体験施設管理に要する経費、0201一般管理費は、寄七つ星ドッグランの運営経費となっております。こちらも主な支出は施設用地借地料でございます。1万1,159平米、地権者の方が10名となっております。

続きまして、項2林業費、目1林業振興費となっております。予算現額783万4,000円、支出済額652万9,905円、残額が130万4,095円でございます。右側の備考欄を御覧ください。01林業振興に要する経費といたしまして、0101事務経費でございます。令和元年度から森林環境譲与税が自治体に配分され、活用方法を決めるまでは基金へ積み立てることとしたためですね、歳入された譲与額193万円全額を基金積立金として処理をしてございます。

0102水源の森林づくり事業でございます。こちらには、森のそのエリア内の私有林整備に対する補助事業として、19負担金補助及び交付金で協力協約推進事業補助金を支出してございます。森林を整備した方に対してですね、県8割、町1割、地元1割ということを中心に、森林組合の御協力を通じてですね、補助を行ったものでございます。令和元年度におきましては、5.29ヘクタールの森林整備を実施しております。

1枚おめくりください。130、131ページになります。0103地域水源林整備事業につきましては、13委託料におきまして、森林整備計画の策定、2.56ヘクタールと、民有林整備3.01ヘクタールを行いました。

続きまして、目2林道費におきましては、予算現額が93万円、支出済額88万8,800円、残額が4万1,200円でございます。01林道施設管理費に要する経費といたしまして、0101施設管理経費では、13委託料で町が管理する最明寺林道ほか2路線ののり面の草刈り及び側溝清掃を執行してございます。

続きまして、款の6商工費、項1商工費、目の2ですね、商工振興費のほうをお願いいたします。予算現額が3,252万6,448円、支出済額が2,738万3,489円、

残額は514万2,959円でございます。主な残といたしましては、例年実施しておりますわくわく商品券事業とは別に、地域消費を喚起するために国が実施しましたプレミアム商品券事業の委託料や、補助金の残、こちらが合わせて380万円でございますが、主なものでございます。0101一般事務経費におきましては、19負担金補助及び交付金の中の2番目、町中小企業退職金共済制度、この制度につきましては、新たに加入した場合5年間、5,000円基本で補助する事業でございます。19の事業所、149人の利用がございました。

続いて、0102勤労者福祉事業となります。1枚おめくりいただきたいと思います。こちらにつきましては、19負担金補助及び交付金、町勤労者住宅資金利子補助金で、こちらについては金融機関からの借入れ、住宅に関する借入れ3,000万円を限度にその利子の一部を補助する制度で、49名の方が利用されてございます。

続きまして、0103商工振興対策振興事業としましては、まつだ産業まつりに、開催に関する委託料や、乾杯条例推進の関係を委託したものでございます。その下のほうにですね、店舗リノベーション事業支援の補助金がございますが、こちらに関しても県の自治基盤の補助金を財源とし、実施してございます。飲食店の改装2件が実績であります。

0104コスモス館運営支援事業につきましては、買い物弱者対策や農・商の連携を図るため、地産地消の会の運営を支援しているものでございます。

その下、0105駅前案内待合所運営事業につきましては、通称「つむGO」ということで御利用いただいているものでございます。こちらについても観光情報の発信、また、駅前のバスの待合所としての活用を推進していただいております。

020201の地域消費喚起事業につきましては、町の商品券「わくわく商品券」の事業のほか、先ほどもちょっと触れましたが、国が実施した消費増税に伴う景気下支えの喚起の商品券事業でございます。こちら10月から実施してございます。

1枚おめくりいただきまして、項の2観光費、目1観光振興費でございます。予算現額2,748万5,000円、支出済額2,253万6,609円、残額が494万8,391円

でございます。主な残のものといましては、町観光協会への補助金の減でございます。

0101一般事務経費といましては、ホームページ、チラシ等をつくるデザイナーの雇用でございます。需用費におきましては、観光パンフレット等の作成を実施してございます。13委託料におきましては、シダング山ほか、遊歩道の維持管理等の委託を実施してございます。

0102観光宣伝事業につきましては、1枚おめくりいただきたいと思います。137ページ上段からでございますが、先ほど申し上げた町観光協会への補助金1,208万円の内容でございます。人件費及び各種イベントの事業補助でございます。

続きまして、目の2公園管理費でございます。予算現額が7,606万5,000円、支出済額が6,081万5,727円、残額が1,524万9,273円でございます。最明寺史跡公園や西平畑公園を含みます11公園と8の児童遊園地の管理経費となっております。残額が多うございますが、こちらにつきましては、先ほどの説明でありました収入のほうも減ってはおります。そういった中で、臨時雇用の賃金等で開館日の減少に伴いまして減っている部分ということでございます。

0101公園管理事務経費としましては、13委託料、公園清掃委託料は3自治会、地域やまたシルバー人材センターへの委託として執行してございます。

(「もう少し簡単でいいですよ。」の声あり) ありがとうございます。

それでは、続いて下段のほうの0102西平畑公園の管理費の主な支出につきましては、おめくりいただきまして、138、139ページの中です、管理委託料として駐車場の管理委託料として、こちらもシルバー人材センターへ委託しております。駐車場としては119日間実施しております。また、ふるさと鉄道運行については、年間111日の運行でございます。その下、15工事請負費につきましては、公園内の給水ポンプの老朽化に伴った制御盤の更新でございます。

続きまして、0103ハーブガーデン管理費での主たる経費でございます。11需用費の関係でございますが、賄い材料費はレストランの食材購入費等でございます。

1枚おめくりください。140、141ページでございます。13のまず委託料で

ございますが、建物維持管理に係る法定的な点検、調査の業務でございます。あと樹木伐採につきましては、ちょっと景観的に問題のあった木を4本程度伐採をしてございます。また、14使用料及び賃借料において、施設用地の借地としましては3,667平米、3名の方からの借地をしてございます。

続きまして、0104子どもの館管理運営費でございます。子どもの館につきましては、臨時雇用の方7名で令和元年度につきましては206日間の開館でございます。

その下、0105自然館運営管理経費でございますが、こちらについても人件費を主といたしまして、年間で200日の開館をしてございます。

最後に020201児童遊園地管理経費でございますが、8か所の児童遊園地の維持管理をしておるものでございます。以上でございます。

議 長 暫時休憩とします。11時20分より再開いたします。 (11時14分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (11時20分)

142ページ土木費の担当課長の説明を求めます。

まちづくり課長 それでは説明させていただきます。続きまして土木費になります。142、143ページでございます。土木総務費ですが、職員7名分の給与等を支出したものでございます。

最下段、土木総務全般に関わる経費でございますが、次ページをお願いいたします。144、145ページになります。中段、委託料、13委託料、道路台帳補正業務委託料でございますが、2年に一度に補正しております道路台帳10路線15か所を補正したものでございます。

続きまして、中段のですね、備品購入費、庁用車購入でございます。まちづくり課で管理しております道路パトロールカーを購入した費用でございます。

続きまして、下段のほうに移りまして、委託料、地籍調査委託料でございます。地籍調査はですね、仲町屋自治会、沢尻自治会の約9ヘクタールを境界立会い、また地籍簿、地籍図を作成したものでございます。

次のページをお願いいたします。道路橋梁費でございます。主なものとしたしましては、需用費の光熱水費でございます。こちらはですね、道路照明灯232灯分の電気代でございます。続きまして、委託料のところの道路用地登記

書類作成委託料でございます。こちらは町道の登記に関わる費用でございます。3路線15筆の道路用地の測量を行ったものでございます。主な箇所は、中丸、中河原住宅関連の町営住宅関連の境界立会い作業でございます。

続きまして、中段、道路維持費でございます。需用費、修繕料は町道の小規模修繕といたしまして22件、うち7件が災害関連でございます。その下、委託料でございます。毎年実施しております町道の草刈り等の路線でございますが、約40路線分の草刈り等を実施しております。続きまして、その下段、0102でございます。道路補修事業でございます。生活道路補修工事から町道4号線側溝補修工事までの6事業につきまして、道路補修、舗装補修、側溝補修等23件を実施しております。うち災害関連といたしまして12件の事業を執行いたしました。なお、工事請負費の不用額652万円等につきましては、災害復旧における施工方法の見直しや入札時の落札差金によるものでございます。

続きまして、下段、道路新設改良費でございます。新設改良では、新設道路や狹隘道路の整備を目的とした事業を行っております。なお、明許繰越しをさせていただいておりますものは3号線、現在執行しております3号線の工事費に充てたものでございます。不用額につきましては、用地買収が調わなかった箇所やその用地の測量、登記等に関わるもの、また工事におきましては、河川占用に関わる問題で工事の工法を見直したもの、また落札差金でございます。

次のページをお願いいたします。備考欄で説明させていただきます。委託料、道路用地登記書類作成委託料といたしまして5路線19件分を執行させていただきました。続きまして、松田庶子線道路詳細設計委託料でございます。山北までの堤防道路の計画に伴いまして、河川占用に向けた詳細設計を行ってまいりました。続いて、町道3号線の設計でございます。こちらは現在行っております小学校前の改良工事の詳細設計でございます。続きまして、町道3号線物件調査でございます。こちらはその3号線に関わる建物の調査、外構、移転費用などを調査して、住民の方と地権者の方との交渉に資する資料を作成いたしました。おかげさまで、皆様の御理解をいただきまして、現在、工事が進められているところでございます。町道19号線、町屋踏切詳細設計でございます。こちらは現在、J R 東海とですね、町屋踏切の拡幅について、出

来上がりました設計資料をもとに今年度より事業に向けた最終的な調整を行っております。

続きまして、工事請負費になります。道路後退用地整備事業4件を実施して、建築に伴ったセットバックをお願いしたところであります。町道寄15号線では、道路を拡幅整備し、利用者の利便性を図っているところでございます。家ノ河原地内橋梁新設工事では、常光沢に新たに人道橋を架け、通学児童、通勤の方々の利便性を向上させていただきました。また、公募により橋名を「じゃり線橋」とし、広く地域の皆様に愛される橋として維持管理をしております。町道5-6号線でございます。川音川の堤防道路、幅員が2.5メートルのところを4.5メートルに拡幅しまして、車両のすれ違いができるようになりました。この繰越でございますが、先ほど申しました3号線の工事請負費に繰り越しているものでございます。

次がですね、公有財産購入費でございます。こちらはですね、町道3号線ですね、用地買収をさせていただいた部分になります。

その下段、補償補填及び賠償金でございますが、こちらも建物、外構などの移転について支出したものでございます。こちらのですね、繰越額でございますが、こちらはですね、建物の繰越しの費用は建物の除却をもって最終的なお支払い、完成払いという形になりますので、繰越しをさせていただいております。

続きまして、その下段、橋梁維持に関する経費でございます。橋梁長寿命化に伴う詳細設計委託料では、これから行ってまいります橋梁についての詳細設計。それから、その下の、橋梁長寿命化計画修正業務委託料はですね、町内にあります、松田町にあります、50橋の橋梁に対して長寿命化計画を策定したものでございます。

その下段、工事請負費では、長寿橋、沢入橋の床版やジョイントの改修したものでございます。繰越明許費におきましては、虫沢橋の補修を行っておりますが、河川占用事務に時間を要しているため繰越しをさせていただきました。

最下段、河川費でございます。河川総務費の主なものとしたしましては小規模修繕で、8件のものを発注させていただきまして、うち7件が災害関連でござ

ございます。工事請負費では、河川維持工事として災害関連で6件の支出をさせていただきます。

次に最下段、都市計画費でございます。次のページをお願いいたします。備考欄をお願いいたします。主なものといたしましては、13委託料、立地適正化計画策定委託料として支出をしております。コンパクトなまちづくりを目指すため、居住誘導区域などを設定させていただきました。

中段、委託料、新松田駅周辺整備促進支援業務委託料でございます。こちらにつきましては、2カ年間の継続事業で今年度分の支出が480万円ということでございます。再開発に関する地権者勉強会、戸別訪問、またですね、協力していただけるデベロッパーに対しての戸別訪問を行って、再開発に向けての検討を進めているところでございます。

その下段、積立金、新松田駅周辺整備積立金として積立てを行いました

最下段、下水道費でございます。下水道特別会計への繰り出しでございます。

次のページをお願いいたします。住宅費でございます。住宅建設費、住宅整備建設経費でございます。公有財産購入費、家屋購入費でございます。こちらはずいぶん、町屋及び河内住宅の町営住宅の建設工事の割賦分でございます。土木費は以上になります。

参事兼総務課長　　続きまして、常備消防費でございます。主な支出としましては、小田原市消防組合、消防本部への事務負担金として広域消防事務費負担金を支出しております。

続きまして、非常備消防費です。（「もう少し声を大きく。」の声あり）すみません。続きまして、非常備消防費でございます。主な、この目につきましては、消防団の管理運営に関する経費を支出しております。支出の主なものとしましては、報酬として消防団長以下144名分の報酬、それから団員出動手当てなど、それから退職消防団員報償金として消防団員退職金からの基金からの歳入額と同額を退団された5名の方にお支払いをしています。

次のページをお開きください。消防施設費です。主な支出は、消防団の詰所、消防自動車、消火栓の維持管理にかかった経費でございます。施設管理経

費では、消防団各分団詰所等の施設の管理経費を支出しております。次に、庁用車管理経費では、各分団の消防車の管理経費を支出しております。主なものとして、備品購入費で消防団資機材用トラックを1台購入しております。次の0103消防水利整備事業のうち、主なものとしましては、19の負担金補助及び交付金の消火栓維持負担金として273基分を上水道事業会計と寄簡易水道会計、特別会計に支出をしております。

続いて、目4、災害対策費について説明します。この目は自主防災会に対する育成強化のための経費と同報無線や防災行政無線の維持管理経費を支出しております。

主な支出といたしましては、次のページをお開きください。156、157ページでございます。13委託料で、平成30年7月に新たに指定された洪水浸水想定区域を反映させた洪水ハザードマップを作成しております。次に、0104防災資機材等整備事業では、防災物品購入消耗品費で非常食や飲料水、街頭消火器等を、13の備品購入費で自主防災会可搬ポンプを購入しております。次にですね、0105防災無線管理事業のうち13委託料で、同報無線の保守委託等を支出しております。また、14使用料及び賃借料で車載型無線機、携帯型無線機の使用料として、携帯無線システム賃借料を支出しております。

次のページをお願いいたします。158、159ページでございます。15、工事請負費で、同報無線デジタル化改修工事を行っていますが、これは令和元年度・2年度、2カ年事業のうち、令和元年分を支出しています。説明は以上です。

教 育 課 長 引き続きまして、9教育費の目、教育委員会費を説明いたします。この目は、教育委員に関わる経費でございます。主な支出としましては、教育委員の報酬で6名分の報酬でございます。通年4名分でございますが、教育委員2名が任期により交代したため6名分となっております。

次に目2、事務局費でございます。この目の繰越明許費につきましては、GIGAスクール構想によります学校内のLAN整備工事、LAN整備工事に伴う設計委託料などでございます。この目の主な支出としましては、01職員人件費に要する経費といたしまして、事務局職員、幼稚園職員までの合計23名分の人件費でございます。

次のページ、160ページ、161ページをお願いします。中段より下、02幼稚園、学校教育活動全般に要する経費では、教育委員会事務局及び学校保健に関わる経費になります。この中の1、報酬につきましては、松田幼稚園バス運転手2名に係る報酬が主なものとなっております。

次のページ、162、163ページをお願いします。上段、19負担金補助及び交付金では、給食費保護者負担軽減措置補助金といたしまして、毎月の保護者負担に対しまして、小・中学校が950円、幼稚園が200円の補助をしております。なお、御承知のとおり、令和2年度から給食費の改定をいたしました。小・中学校は月額500円、幼稚園は300円の増としましたが、この補助金によりまして、引き続き保護者に対しまして負担軽減措置を図っているところでございます。

同じページの中段、松田中学校就学準備助成金につきましては、子育て世代の支援としまして、保護者負担軽減を図るため、松田中学校の新しい制服、体操服の購入に当たり、一部助成をするもので、5,000円×57名の補助でございます。新中学校1年生が対象でございました。

次のページ、164、165ページをお願いします。中段、0207英語教育推進事業でございます。この事業につきましては、外国人講師報酬が主なものでございます。各幼稚園、小・中学校、適応指導教室での授業を行いました。また、負担金補助及び交付金で、小・中学生を対象とした英語検定1級から5級の受験者に関わる費用といたしまして、助成を行っております。これは、英語の学習意欲を高め、学力向上につなげていきたいと、受験料補助事業を平成30年度から開始しているものでございます。年度1回、予算の範囲内における検定料の額を補助しており、令和元年度は31名の受験補助でございました。

同じページの下段、0209教育施設整備事業といたしまして200万円を基金に積立てを行いました。決算年度末残高は2億6,962万8,207円であります。

次のページ、166、167ページをお願いします。上段の0211学校ICT推進事業では、小学校5年生から中学校3年生に配備したタブレットのほか、機器の維持管理経費や授業を効果的にサポートする支援員の配置に関わる経費でございます。具体的には、13委託料のICT支援員の経費など、ICT支援員を学校に配置していただきまして、授業をサポートしていただくことで、先生方の

活用頻度も高まり、効果的な指導、分かりやすい授業につながっております。

同じページの中段、0214一貫教育に関わる学校制度のあり方の経費でございます。少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業補助金でございます。この事業につきましては、一貫教育に関わる学校制度のあり方を研究する経費でございます。平成30年度、令和元年度と継続して実施した事業でございます。少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業といたしまして、国庫補助10分の10で実施いたしました。具体的には、町として系統的により連携して一貫教育を進めていく必要がございますので、組織を立ち上げ、目的に向けて検討を進めた経費でございました。

その下、0215かながわ学びづくり推進地域研究事業でございます。この事業は、講師を招き、授業の実践研究などを行いました。これによりまして、先生方のスキルアップにもつながったものと、指導力向上につながりました。10分の10の補助により実施したものでございます。

次のページ、168、169ページをお願いします。目、寄小学校費になります。前年度よりも予算額、支出額が多いのは、寄中学校の管理であった体育館、中学校の維持管理に対する委託料を寄小学校に含んだものでございます。

01学校管理運営に要する経費につきましては、主な支出としまして、7賃金、用務員1名分でございます。また、校医報酬、これは内科、歯科、耳鼻科、眼科、薬剤師が対象になります。学校医報酬は各学校の子供の人数によって支出額は異なります。この校医報酬は、他の学校、幼稚園にも共通の支出でございます。

次のページ、170、171ページをお願いします。上段の13委託料につきましては、学校管理運営上必要な法律、条例に基づき実施する施設に対する経費でございます。消防設備保守点検委託などを実施しております。この施設、この予算につきましても、他の学校、幼稚園も共通する支出でございます。

同じページ下段、02教育振興事務に要する経費でございます。講師や地域協力者の指導、助言等によりまして、研究内容の充実と教育活動の深化、発展を図ることを目的とした経費でございます。具体的には、講師謝礼、各種研究会資料代等の経費でございます。

次のページ、172、173ページをお願いします。上段の20番扶助費でございます。これにつきましては、要保護及び準要保護児童就学援助費になります。いわゆる就学援助でございます。2名1世帯分でございます。

次は0203施設整備事業につきましては、校長室のエアコン設置のほかでございます。

次の中段、給食管理に要する経費としまして、主なものは、7賃金で給食作業員7名分の賃金でございます。

次の目、172、173ページの最下段、松田小学校費になります。次のページ、174、175ページをお願いします。補正予算額減によりまして、松田小学校建設事業の設計委託は出来高により減額したものでございました。繰越費につきましては、エアコン設置事業によるものでございます。

次のページ、176、177をお願いいたします。すみません、ちょっと戻りまして、（「いいよ、戻らなくて。」の声あり）すみません。施設整備事業といたしまして、空調設備の設置工事といたしまして、すみません、これ176、177でございました。中段より少し上、0104施設整備事業、13委託料、空調設備設置工事設計委託料と、15工事請負費、空調設備整備工事につきましては、松田小学校エアコン設置工事としまして、24室分を実施いたしました。内訳としましては、普通教室17室、特別教室7室分でございます。

次の目、松田中学校費でございます。178、179でございます。

1枚おめくりいただきまして、180、181ページをお願いいたします。中段から少し下、0104施設整備事業では校舎ベランダ補修工事でございます。ベランダのコンクリートが経年劣化をしたため、補修が必要な箇所を工事したものでございました。

次のページ、182、183ページをお願いいたします。上段の20、扶助費、要保護及び準要保護就学援助費につきましては、25名、23世帯分でございます。なお、寄小学校、松田小学校、松田中学校、児童・生徒641名のうち、70名が就学援助を受けておりました。全体の10.9%が就学援助の認定を受けていたことになります。この割合はこの3年間ではほぼ横ばいでした。

同じページ、次の目、松田幼稚園費でございます。01幼稚園管理運営に要す

る経費でございますが、主な支出としましては、1 報酬、園長の報酬でございます。また、7 賃金につきましては、3 名分の補助員、支援教諭の賃金になります。なお、松田幼稚園、令和元年度の在園園児数は101名でございました。年少クラス2クラス、年中クラス2クラス、年長クラス1クラス、計5クラスでございました。幼稚園の運営に際しましては、園長以下副園長、教諭、補助教諭、運転手、警備員でございます。

次の次のページ、186、187ページをお願いいたします。上段の預かり保育事業でございます。令和元年度は登録制で12名の園児が登録されておりました。また、一時預かりは延べ875名の園児が利用いたしました。

次に、02給食管理に要する経費でございます。主な支出といたしましては、13委託料、給食栄養士・調理委託料でございます。栄養士と調理を民間委託により実施しております。

次の目、寄幼稚園費でございます。繰越費につきましては、エアコン設置事業によるものでございます。

次のページ、188、189ページをお願いします。中段の0102施設整備事業、15工事請負費につきましては、空調設備整備工事といたしまして、エアコン工事、保育室2室分を実施いたしました。なお、寄幼稚園の令和元年度の在園園児数は4名でございました。年長1クラス、年長1クラスの計2クラスでございました。寄幼稚園の運営につきましては、園長が松田幼稚園と兼務しております。園長以下は副園長、教諭、運転手、警備員でございます。

次の目、社会教育費でございます。主な支出としましては、報酬、社会教育委員14名分の報酬と事務局にあります社会教育指導員1名分の報酬でございます。

下段の、19負担金補助及び交付金のうち、スーパーキッズ育成団体助成金につきましては、町内の小学生が所属するスポーツ団体、文化団体を対象に育成及び振興していくための助成でございます。8団体、223名分でございます。

次のページをお願いします。青少年教育費でございます。この事業につきましては、青少年育成に要する経費といたしまして、主な支出は一般事務経費の負担金補助及び交付金の洋上体験研修負担金が主な経費となります。1市4町

1 村の中学生が参加した事業でございます。次に、青少年問題…報酬としまして、青少年問題協議会 4 名及び青少年指導員 12 名の報酬を合わせて支出しております。

中段から少し下、目 3 児童館費でございます。主な支出としましては、13 委託料、児童館等指定管理委託料で、河内、湯の沢児童館 2 か所で行いました。大幅な減額は、前年度は湯の沢の改修工事が行いましたが、令和元年度が改修工事がなかったことによる大幅な減額となっております。

次に下段、目 4 公民館費でございます。繰越費につきましては、土佐原地域集会施設建設工事の設計委託でございます。

施設管理経費のうち、主な支出としましては、次のページ、192、193 を御覧ください。上段の 13 委託料、地域集会施設指定管理委託料とその下、土佐原地域集会施設建設工事設計委託料で行いました。また、15 工事請負費、土佐原地域集会施設建設工事が主な支出となっております。

次に、同じページ、目、図書館費になります。主な支出は 0101 一般事務経費の 7 賃金、6 名分の賃金でございます。また、13 委託料、図書館用パソコン保守管理費、これにつきましては、図書館、図書の検索システムの保守管理に関わる経費でございます。

次に同じページの下段、目 6 文化財費でございます。主な支出としましては、報酬、文化財保護委員 5 名の報酬で行いました。

次のページ、194、195 ページをお願いします。これにつきましては、文化財の経費としまして、松田の歴史勉強会の講師謝礼や民俗芸能伝承教室の講師の謝礼で行いました。

次に目、保健体育総務費でございます。1 枚おめくり、お願いいたします。196、197 ページでございます。主な支出としましては、上段の 19 負担金補助及び交付金の町体育協会補助金で行いました。町から委託しております町民親睦の各種スポーツ大会の実施のほか、それに対しましての補助金を交付しております。また、13 委託料では、健楽ふれあい広場の維持管理や酒匂川町民親水広場の維持管理費用として支出しております。

次に同じページの中段から少し下、03 スポーツによる地域活性化に要する経

費でございます。こちらにつきましては、スポーツ振興費補助金、国の10分の10を補助を活用した事業でございます。この事業は、町民一人一人、自身の年齢や体力に合わせた運動・スポーツを通して健康増進や社会参加がしやすい環境を創出することで、運動・スポーツの習慣、こういったものを推進するものでございます。習慣化を推進するものでございます。具体的には、町が所有いたしました…所有しますスポーツクライミング施設、トレーニングジムを活用しまして、指導者を迎え、事業参加者に対しまして血圧計等、などの機器を貸し出し、データを見える化することによりまして、運動を習慣化するきっかけづくりの機会を提供したものでございました。以上、教育課の説明を終わりにします。

政策推進課長 それでは、198ページ、199ページになります。公債費でございます。公債費の元金につきましては、98本の償還になります。また、利子につきましては、127本の利子の償還でございます。

続きまして、予備費につきましては、充用で296万4,268円を充用したものでございます。

次の災害復旧費でございます。こちらにつきましては、現年度災害復旧事業といたしまして、町道寄11号線の部分の詳細設計委託料分、それと工事費といたしましては、寄11号線の災害復旧に伴う、いわゆる土砂の取り除きの部分のみの執行になっております。

続きましてですね、201ページから381ページまでが、特別会計と企業会計の決算書を添付させていただいております。

また383ページからですね、財産に関する調書を添付させていただいております。

そしてですね、405ページになります。決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書を添付させていただいております。

そして413ページになりますが、決算資料といたしまして、こちらは地方自治法第233条第5項の規定による決算資料の添付とさせていただいております。

以上、説明を終わりにさせていただきます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に昼食を取っていただき、午後 1 時から再開いたします。 (11時57分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

これより質疑に入りますが、款項の大きいくくりの中での質問とさせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5 番 田 代 ただいま議長から、款項中心にした質問ということなんですけど、以前ですと政策的な質問、そういったものも含めた中で取り扱いをしていたと思うんですけど、そのような意味合いでも含めてよろしいですか。

議 長 はい、結構です。

5 番 田 代 では、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。この決算については、昨年 3 月の定例会での予算審議において、特に予算審査特別委員会報告書の附帯項目、これに町有地売却収入は基金に積み増しをされたいと強く申し入れて、その予算を認定されて、今回の決算に至っていると、そういう経緯がございます。当時、町では新たな財源確保に向けた取り組みとして、町有地の中で売却の可能性のある 8 か所の土地リストを議会全員協議会に示し説明をされております。その第一弾として、平成 27 年 7 月に篤志家より寄付された湯の沢地区字一番、1 万 4,000 平米の土地を 3 区画に分割し事業提案及び価格提案による公募型プロポーザル形式によって事業者を選考されました。その結果、令和 2 年 9 月 7 日まで全ての土地が売却できて、先日の説明ですと、2 億 2,320 万円の新たな財源を確保されたことは、本山町長の前向きな姿勢による成果であると思います。

私は、令和 2 年 3 月定例会、今年の 3 月の定例会の一般質問で、寄字一番の売却に伴う対策と売却後の歳入の取り扱いを町長に伺っております。半年前のことです。その要旨が議会広報 218 号、6 月 1 日号に掲載されておりますので、町長の回答の箇所を紹介させていただきます。質問については、松田町特定土地利用計画により用途規制がされていますが、その範囲内で町や地元にとって迷惑施設が立地する可能性がありますので、その対策はというふうに私は伺いました。そのときに町長は、迷惑施設の防止策として、地域の意見を踏まえて禁止する業種を定め募集している。違反をした場合は違約金を徴収すると

ともに、所有権移転から10年間の買戻し特約を設定するというふうに回答を頂いています。あともう一方、売却後の収入について、これについては、どうするのかという質問に対しまして、売却後の歳入は人口増加策の一つとして、小学校建設整備のための基金として積立てる方針であると、このように回答頂いております。

昨日、議案第46号、財産の処分について、寄字一番、2番地の1ほか、1万2,578平米の土地売買仮契約を議決いたしました。この契約には、迷惑施設を立地させないために禁止用途の規定、さらに売買契約に違反した場合は買戻し特約の規定によって、令和12年9月6日までの10年間は町が買戻しをできる内容になっております。また、この土地の売却収入は小学校建設整備の基金への積立てということでしたが、この9月定例会では、財政調整基金への積立てについて明言されております。町長の基金に関する政策的なお考えについて質問させていただきます。

決算書、今年度の決算書403ページをお開き願いたいと思います。基金の関係のページです。ここで402ページに財政調整基金ですか、3億5,400万と、これに今回、補正第9号で1億6,000万が計上されています。これ、議決後には執行されれば5億1,400万超えになります。それで、一方で403ページです、一番上段、松田町土地開発基金、ここの現金の状況です。5,539万5,292円になっております。今回、寄字一番地一帯の3区画の全ての土地、1万4,657平米の土地売買契約金額は2億2,320万円です。

次に、決算書の18ページをお開きください。この中段より下ですね、5番です。実質収支額2億624万5,369円、これが繰越しになるわけですが、今回提案された補正9号で財政調整基金にこのうち1億6,000万円が含まれていることになると思います。議決後に積み増しされますと、先ほどお話ししたように5億1,400万円ぐらいになるというふうな説明を受けています。さらに昨日議決した寄字一番の売買契約金額についても、昨日のお話ですと、財政調整基金に積み立てるという説明をされていました。

そこで、町長にお伺いします。基金への積立てには、私は本当に賛成です。財源不足や緊急の支出を備える貯金であります財政調整基金への積立てについ

ては、この寄の土地については、いかがなものかと考えます。どういうことかと申し上げますと、この土地については、10年間の買戻し特約がついております。したがって、公共用地、公共の利益のために取得する必要がある場合に充てるための松田町土地開発基金、これがもうしっかりした形でできていますので、こちらに積み立てるのが、私はベストだと考えます。この件に関して、町長のお考えをお願いいたします。

町 長 御質問にお答えさせていただきます。昨日、井上議員からも同じような質問があつて、事務方のほうから事務的な回答はさせていただいているので、事務的な処理としては、そういった処理が可能だというふうに私も把握しておるところでございますので、同じような話してもしょうがないので、そこは外しますけども。基本的に前回にお話をいただいて、その当時はですね、学校の施設を建てるに当たって、財政推計をいろいろ組み立てる中で、なるべく将来に向けた公債費を増やすことなくですね、建てられるように考えた場合には、そういった売却収入も一般財としてあてがってですね、公債比率を下げていきたいという思いの中から、当時はここは売れたらというふうなことでお話をした記憶があります。ただ、その途中で、売れたらというようなことで言うと、売れなかったらじゃあどうするんだというような御質問も頂き、令和2年の3月の定例会において、その辺は改めさせてもらった格好で財政推計を皆さん方にお示しをして、今現在に至っているという経過がございます。

今年はですね、今年というか令和元年度には、実際に教育の施設基金に3,000万円ほど積む予算を組んでおりました。組んでおって、それを組むことによって決算上では基金が3億3,000万近くなる予定で令和元年度の予算を組んでおりましたけども、事が進んでいく中で、そこまで基金に積む必要性がなさそうだというようなことがあったものですから、そのまず3,000万円の基金に積むのはやめました。というのは、基金に積むと基金の目的がどうしてもあるので、それ以上のことが使えなくなってしまうというようなことがあったので、一応、3億という…3億何百万というところで今、止めている状態です。今現在、2億5,000万円の基金を使わせていただいて、残りが約5,000万ぐらい残るというようなことの計算上で御提示させていただいているということもあ

りますので、今回は、売却収入に関してはですね、一旦基金に積みさせていただいて、せんだっての一般質問のときにもありますように、不測の事態にとにかく備えるといった部分で、要は何ですかね、蓄えをしっかりと取っておくと。ただ、蓄えておくだけでは、さすがにいけないところもあるので、ここはやはり、これからの町民の方々のニーズだとかですね、経済状況をよく考えながら、タイムリーに12月の議会のときにまた出さなきゃいけないこともあるかも分かりませんし、来年度の予算編成のときに、町民サービスの低下を招かないような部分でのこともしなきゃいけないです。

ですから、ここはまたあれかも分かりませんがね、米100俵というようなことをよくありますけども、やはり我慢すべきところは我慢をして、やはり困っている人のところになるべくお金を与えながら、やはり松田町も未来が当然あるわけですので、その未来への投資も考えつつですね、バランスよいような格好で、そのための予算をですね、使ってまいりたいというふうなことで、今回基金に積立てさせていただきたいというふうに考え直したといいいましょかね、変わってきたということで御承知いただければと思います。以上です。

5 番 田 代 先ほどの、去年のやり取りの中で、小学校の整備基金、これについては当時まだ財源確保がはっきり見えてなかった、国庫または起債そういったものが見えてなかったのが、ここではっきりしたから、もう小学校のほうには積まないよと。もうある程度、今の補助体制でやっていけるだろうと。私も昨日、特別委員会で国庫補助金の流れを見て、そのとおりだと考えております。ですから、その件に関しては非常に理解しております。

次に、この1億6,000万を財調に積み立てるのは、私はそれで結構だと思います。このとおりやってもらって、5億少々の基金ができると。それはそれで納得しております。ですから、ここでお話ししたいのは、寄一番地ですか、これについては、昨日頂いたこの議案46号財産の処分について議決させていただいたんですけども、その中の売買契約の契約書の中の、特に15条から18条までですか、10年間の指定期間ですね、町の禁ずる用途に指定している…禁じる用途のものをつくってしまった場合には解約できるよと。いろいろな条件を付して、近隣の湯の沢地区の住民、または寄本村の入り口になっておりますので、

その地域の環境を守るために、すばらしい契約をされたと思います。この中に10年の特約があるわけですよ。10年間、先方がこの契約に違反したときは町が買戻しをできると。買戻しすることができるというふうにはっきりうたっております。ということは、この1億…全部で2億超える、3か所の場合ですと2億2,000万ぐらいだったかな。そうですね、2億2,320万、これが3か所の売却額だと思います。この3か所の買われた人が違反行為をした場合は、罰則金も取れる。場合によって10年間までは買戻しをすることができる。そうしますと、確かにお金は頂いたんですけれども、財調に積んで、不測のときにそれを使ってしまったときに、10年以内に契約違反の問題ができて買戻しするときのお金がないというのは、私、不安ですし、また地域の住民のためにも、やはり町としての責務を全うする義務があるということで、そのお金に関して、私の言うのは、この売却して得た2億2,320万円、このお金については、土地開発基金に積み立てていただくと。この土地が開発基金条例、松田町も定めていますが、積み立ててはあるんですけれども、不測のときに貸し出すこともできるんですよ。お金が足りないときに、これから貸してもらって、また戻してもらうという約束事はあるんですけども、やはりこれは10年間の住民に対する担保ですので、財調と一緒にされないで、この土地開発基金、こちらのほうにぜひためていただいて、町民のために、10年後何も問題なかったら、もう自由に使えるお金ですので、そういったことで町長、やっていただけないでしょうか。

町長 田代議員の御要望であるので、何とかして、その御要望に沿った格好でというお答えもしたいのもあるんですけども、これ土地開発基金にお金を入れてもですね、多分、一般の財調に入れても、結果的にはこの分は、もうある意味、使えないという表現もあれでしょうけども、こういった理由づけがあるお金なんだよというのは、どっちにしろつくことだと思うんです。なので、その土地開発基金にお金入れてしまえば、確かに土地開発基金の目的に沿った格好でしか使えないので、そんなに自由に使えるものじゃなくて、財調の部分は確かに自由に使えるので、ちょっと使い過ぎちゃったとか、もしものことのためにというようなこともあろうかと思います。実際、その30%ということがあるので、

約6,000万円ぐらいのお金が最終的には残る部分もありますけども、その前に
ですね、その前に、私なんかがちょっと今、考えさせていただいている、何て
いうんですかね、10年間の中での買戻し特権の中で、一言話をするとなら、
要は契約した相手がものすごく怪しくてですね、いいかげんな会社で、創業も
本当に短くて、何か、何ていうんですかね、大丈夫かなというような会社だと
すれば、まさに契約時点でですね、我々としても契約をしないような会社なの
かなといった部分でいくと、かなり私自身は真摯な会社だというふうに、やは
りのれんもある会社といいましょうかね、そういうふうに考えていますので、
何ていうかな、やっちゃいけない事項を違反してまでやられるような会社じゃ
ないというふうに、私にすれば、またそれこそ客観的というか、私自身の感覚
ですけども、そういった判断をして入札のメンバーの中に許可をして入札をし
たという結果がございますので、そういった点では信用させていただいてです
ね、きちっと事業も展開していただけるということも含めながら、これは安心
してとまでは言いませんけども、財調にしっかりとためて、ある意味、使う側
としては条件をよく、事務的にですね、よく理解しながらやっていかせていた
できればというふうに考えております。非常に恐縮ですけど、そういった回答
をお願いします。以上です。

- 5 番 田 代 昨日町長が名言を残されましたので、ちょっと思い出してお話しさせていた
だきますけれども。金を残すは三流、名を残すは二流、人を残すは一流という
ふうなことで、何でもお金をためればいいんではないよと。人のために、また
は人づくりのためにお金は使うんだよというお話の中で、それと関連づけると、
財調のほうのがその使い道は広いんではないかというふうにもとれますけれど
も。一応我々地方公共団体は条例によって動いております。くどいようですけ
ども、松田町の財政調整基金条例、それと土地開発基金条例、2つあります。
土地開発基金条例については、昭和50年3月に制定しております。この内容に
ついては冒頭申し上げましたが、再度繰り返させていただくと、公共の用地、
公共の利益のために取得する必要がある土地。それをあらかじめ取得する資金
に充てるためのことを目的として制定してます。一方で財政調整基金について
は財源不足、緊急の支出を生じた場合に備えた貯金だと、このように徹底的に

違います。確かに町長が言われるように、安心できる業者だよというのは私も分かります。ただ、やはり公共団体ですから、万一のことがあったために、やはり今の段階では土地開発基金に積んでいただいて。それでね、確かに10年っていう縛りはありますけれども、初めの入り口って大事だと思うんですよ。ある程度の期間様子を見て、あ、これだったら大丈夫だなというときにはまた議会にお諮りして、それを必要なところに手当てをしていくということで、現段階ではやはり入り口論として、土地開発基金に積んでいただくということを私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

町 長 再度の御要望、ありがとうございます。おっしゃるのも当然よく分かります。何て言ったらいいんでしょうかね。やっぱりこの財調を使うときってというのは、必ず我々が勝手にできるものではないですし、やっぱり議員の皆様方の御承知をいただきながらやっていくわけですし。土地開発基金の部分はどうかすると目的によってというか、額によってはある程度我々が自由に、それこそ自由に使えるといいましようかね、報告で済むようなことになっておると思います。ですから、どっちかといえば縛りがあるのは財調のほうで、使い道はいろいろあるにしても、議員の皆様方の承諾を得ないと使えないといったこともあるので、これはもうどこにお金を置いておくかの、そんな話ではあると思うんですけども。財調にしっかり入れてですね。私の感覚は今回の第9号もそうですけども、1億6,000万の話もそうですけど、そのままずっと残しておいてもよかったんですけどね。やっぱり表に出して、これはもう使わないと、財調に乗せれば議員の皆さんたちの了解をもらわないとお金を使えないというふうに、あえてロックするためにそっちに譲ったという意図があります。なので、今回も財政調整基金に積むことによって、いや、それはおまえ、10年前の買戻し特権のやつがあったけど大丈夫かというようなことが、ずっと脈々と伝統としてありながらですね、その状況を見て約3年以内に、用途に使ってほしいというようなことなんかも、今回の契約書の中にもうたってあるところもありますから、そういった格好でいくと、3年後も含めて皆さん方にはまだ任期があらうかと思いますので、そういった格好でお互いで調整しながらですね、財政調整基金にためた中で、厳しくそのお金の使い方をチェックしていただければ、より安

心じゃないかなというふうに思ってますので。そういった、私はそういう感覚
でいますので、財調のほうのほうにより、我々は適当にお金が扱えないから安
心ではないかなというふうに考えておるところで御理解いただければと思いま
す。以上です。

- 5 番 田 代 非常に親切な回答、ありがとうございます。しかしながら、ちょっとこの辺
は町長と私の考えが相反するんですけれども。財調は縛りがあるけれども、土
地開発基金は縛りがないという表現をされましたけれども、これは全く同じで
す。土地開発基金で道路を買うために、決められた額以外のものであれば町長
の執行権です。しかしながら、やはりある程度大きい金になりますと、いろん
な議会が関与する面があります。ですから、私はこれは両方について縛りがあ
ると考えて当然だし、当然執行者側もこういったお金をいろいろ使うときには、
議会に風通しをよく説明していただいて、合意のもとに進めていくということ
で構わないと思います。今日はね、問題提起ということで、政策に対する問題
提起ということで最後締めさせていただきます。

これが今、1つ目の土地は今年の4月ですね。寄の湯の沢地区の3か所で分
割したうちの土地の2,200万ぐらいが初めに売れた土地。今回ここで残りの2
つが売れたと。それで全部終わったということで、これについてはこれからや
はり動きがあると思います。町長も財調に積みたいというの、担当が、政策課
長が話されたかどうかちょっと忘れましたが、財調に積んでいくんだと
いうことは、問題提起ということで今日は受けとめさせていただきます。今お
話ししたようなやりとりの中で、私も町長も町をよくするためにこのお金をど
ういうふうにするかという前向きな私は理論だと思います。ですから、まだ時
間もありますのでね、いろいろな角度から検討していただいて、私は土地開発
基金だと思います。またこういった論戦をできることを楽しみにして、次回ま
でに保留ということで質問を終わらせてもらいます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

- 6 番 井 上 何点かですね、お伺いをしたいと思います。まずですね、全般的な話という、
質疑ということですので。今回午前中にですね、一般会計決算についての説明
をいただきました。その中でですね、説明としてはほとんどの方がですね、多

額な、1,000万円を超える各目についてですね、1,000万円を超える不用額が出ているのですね、その不用額の説明がなかったというふうに思います。それについてですね、なぜ1,000万円以上の不用額があったのに、説明をされなかったのか。それは制度的なものなのか。もう3月ぎりぎりまでの執行する期間があったんだけど、そこで出てしまったのか。そういった理由を含めてですね、説明をお願いをしたいと思います。

款項目でちょっと説明をさせていただきます。企画費のですね、7、企画費で不用額が4,532万円ございます。（「何ページですか。」の声あり）ちょっとページ分かりません。メモ紙に書いてありますので。（「67ページ。」の声あり）企画費の4,532万円で分かると思います。続きましてですね、社会福祉総務費のですね、繰出金の中の1,968万2,000円。続きましてし尿処理費の負担金補助及び交付金の1,268万4,000円。公園管理費の、目の公園管理費全体の不用額として1,524万9,000円。教育費の事務局費の中で積立金。これは今、町長が前者の質疑の中でお答えになった部分かと思いますが。そこで3,000万2,000円。あと松田小学校費の中でですね、目全体として1,614万7,000円。あとですね、公債費の目の2、利子の中で1,438万8,000円というですね、不用額が残っています。これらについてのですね、不用額の生じた理由等をですね、説明をいただきたいと思います。

政策推進課長 それでは67ページになります企画費でございます。不用額4,532万516円でございますが。主なものにつきましては、企画費の委託料でございます。こちらにつきましては、まず1つ目が地方創生臨時交付金といいまして、国の制度でございます。当初申請をし、その金額について3月の実績をもって変更する規定がございまして、3月末までの実績がありましたので、事業の縮小は粛々としていく中で、1,800万円ほどの事業、規模の縮小をして進んできた。それを3月末の実績をもって初めて確定するため、ここで不用額としてさせていただいたものでございます。途中の補正等はちょっとできない状況がございましたので、最終的な部分でいわゆる事業の規模、いわゆる改修ですね。車庫等の旧松田土木事務所、スプラポの車庫を当初工事費で1,200万ほどの事業費を組んでいたんですが。規模をなるべく事業の事業費を縮小し、一般財の2分の1

の部分を削減するという観点も踏まえて、減額になったものでございます。

そしてもう一つがですね、ふるさと納税でございます。歳入がですね、当初1億1,500万円見込んでいましたが、その部分に対して委託料がございます。こちらですね、3月末までちょっと実績のほうが確定する状況がございましたので、ここで1,600万円ほどの残額が出たものでございます。以上です。

町 民 課 長 国民健康保険事業特別会計への繰出金につきまして…（「何ページ。」の声あり）すみません、ページがですね、97ページになります。当初の予算では5,381万6,000円ということで、差額がですね、1,917万2,765円ということで、こちらのほうはですね、法定内分の繰入れはしたんですけども、国保会計が黒字だったため、一般会計への繰入金というのを、その他の法定外部分は行わなかったということでございます。

環境上下水道課長 ページ123ページ、し尿処理費の負担金補助及び交付金でございます。残額の1,268万4,000円の主なものにつきましては、合併処理浄化槽の補助金に関する残額でございます。年度当初、当初予算額1,492万円、15基で予算計上しておりましたが、最終的に年度通算3基の支出になりましたので、その残が1,268万4,000円のほとんどを占めているところでございます。以上です。

観 光 経 済 課 長 それでは137ページ、公園管理費のほうをお願いいたします。不用額につきましては1,524万9,273円でございます。その下見ていただきますと、節ごとで賃金315万2,055円、また需用費662万2,200円、委託料377万6,307円といったものが主でございます。大きくはですね、まず11月以降、開園日が従来水曜日から日曜日までやった部分が、金曜日から日曜日というところが1つ大きくございます。また年度末に向けましては、コロナの影響も、桜まつり短縮も含めて影響があったものということで、この補正のタイミングを逸したというところもございます。以上でございます。

教 育 課 長 172ページなんですけど、172ページから175ページで、松田小学校の具体的には175ページの工事請負費、977万8,831円の不用額でございました。こちらにつきましては、ページを戻っていただきまして、繰越明許が5,879万8,000円というのがございまして、こちらは松田小学校のエアコンの部分でございました。これにつきまして工事費が、エアコン工事がそれよりもですね、安く収まった

ということで、不用額が出たということでございます。以上です。

議 長 161ページの積立金ですね。

政 策 推 進 課 長 199ページになります。利子のほうでございます。こちらにつきましては毎年でございますが、前年度の起債を予定どおり全て借りるという前提の中で、利率もですね、今のところ2%で毎年計上しております。最終的には実質的には1%未満の利率になってしまうので、毎年このような額が出てしまう状況で進めている状況でございます。なおですね、この利率につきましても、ある程度確定しているものであれば、最初から低い利率で計上する予定では考えているところでございます。以上です。

6 番 井 上 なぜあえてここで不用額についてをお聞きしたかというところでですね、やはり午前中ですね、代表監査委員の報告の中にですね、あるということは、それぞれ毎月の監査等でもですね、それらが指摘をされていると思います。その中で、制度的に3月までに執行が終わらないと確定できないというところもあるかと思えますけれども、やはり大きなものはやはり一般財源、町税、税金の使途をですね、的確にやっていくということがですね、やっぱり行政に求められていると思います。例えばし尿処理費についても、3基というのはもう例えば3月補正の時点でいけばね、それを全額残さないともう執行できないのかというふうな判断というの。例えば一つの例を出して申し訳ないんですけども、年間で14基のところは3基しか執行できてなかったというのは、それは3月の末になって分かる話ではないと思います。例えばあと公債費の利子についてもですね、借入れはその3月末に借入れをしていくのではなく、前年の借入れに対する利子の発生を、その翌年度に支出をしていくというふうに思います。そういった部分をですね、やはり午前中の説明の中でもですね、それは代表監査委員からの指摘事項にもあるということの中で、丁寧な説明をですね、していき、またそれはこういう状況でやむを得ない状況であるのかどうか。そういったところをですね、やはり議会の中で明らかにすべきではないかなというふうに思いますので、また来年度もですね、同じようなことをお聞きするかもしれませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

もう1点といたしましては、住宅管理費の中でですね、大分住宅管理費の使

用料及び賃借料がですね、前年の支出に比べて500万円減額となっています。
これはやはり町営住宅の建設に伴いですね、住宅用地として借入れた土地を返済したことによる部分だというふうに思います。令和元年度の決算ではね、その住宅敷地賃借料としてですね、六十何万、68万というふうに大分減ってきています。としますとですね、今まで住宅PFI事業で整備したときの様々なシミュレーションがあった中で、そのシミュレーションの実態に応じたですね、住宅借地料のPFI住宅を建てることによって、住宅借地料が減少をしていくというそのシミュレーションにですね、合ってるのかどうかということをですね、確認をして質問をさせていただきたいと思います。

参事兼総務課長 井上議員の質問にお答えさせていただきます。まず住宅用地、借入れしている部分の土地等賃借料につきましては、若干工事が遅れた影響で、昨年度八十何万の支出がございます。その部分については全てもう返還しましたので、今年度以降は生じないような状況でありますので、シミュレーションどおりでいっていると考えてよろしいかと思います。

6 番 井 上 分かりました。若干住宅のですね、敷地の返還、今まで借りていた土地の返還についてもですね、ちょっと地元ともいろいろな話が聞いておりますので、それらを含めてですね、丁寧に対応していただきたいと思います。

最後になりますが、もう1点ですね、これは継続事業で、令和元年、令和2年ということで、防災行政無線のデジタル化の工事です。この決算の中でですね、1億3,600万ということで、決算のほうが上がっていますけれども。もうほぼですね、デジタル化のほうは完成をしたのかなというふうに思います。ただ実感としてですね、聞こえがよくないということがあります。この工事です、やる前の説明ではですね、すごいよく聞こえるようになるという説明があつてですね、この工事についてもですね、議会としてもですね、予算、契約の議決をしたというふうに考えております。スピーカーの数も増えて向きも検討するというふうなところでもありました。これは令和2年度・3年度のこと、継続事業ということで…令和元年度・2年度ですね、の継続事業ということで、これも完成をしたと思いますが。それらのですね、同報無線のスピーカー等の実際に難聴地域等々のですね、精査は行ったのか。実際にそれぞれのど

ういう場所ですね、聞こえて、聞こえてるというかですね、よく聞こえないとか、ちょっとこれだと風雨が激しいときには聞こえないと。そういうことに伴ってですね、先日も説明がありました受信機の貸与等を行うと思いますが、そういった実証はされてるのかお伺いをしたいと思います。

参事兼総務課長 今の質問にお答えします。工事自体は全部終わってるわけではなくて、今実際にですね、その時間帯、鳴る時間帯にその地域に赴いて、聞こえ方とかですね、その辺を確認をしております。その状況の中で向きを変えてみたりですか、そういったことの検討を業者とやってる状況でございますので、また何かお気づきの点があれば、教えていただけるとありがたいとございますので、よろしくお願いいたします。

6 番 井 上 分かりました。現在進行中ということで理解をしました。またそういった難聴地域等があればですね、各地形図といいますかね、そういったものに落としたものを、プロットしたものをですね、また議会のほうに報告していただければというふうに思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

10 番 齋 藤 今6番議員が歳出のほうでのことを聞いたんですけど。歳入の件ですけれども、収入未済額が1億5,000万余のお金があるんですけども、2月中旬からコロナの影響とかでいろいろ出てると思うんですけど、税収とか、イベントやらなかったとか、そういったコロナの影響によるものがどれだけあって、そうじゃなくても入らない部分とか、その辺の分析はされてるんでしょうかね。

税 務 課 長 ただいま齋藤議員の御質問にお答えをします。町税の収納状況ということで御説明させていただきたいと思います。コロナウイルスが2月から流行し始めまして、今現在、令和2年度の収納率になってしまうんですが、令和2年度の8月末現在の収納率につきましては52.59%でございます。これはですね、前年度と比較しまして、前年度がやはり53.71%なので、ほぼ、0.34%ですか、の差だけで、基本的には今現在あまりコロナの影響は出てないような状況でございます。ただ、今後、この間もお話しさせていただきましたが、長引けば影響が出てくるかもしれないということで危惧をしております。以上でございます。

観光経済課長 コロナの影響でイベントのこともおっしゃられてたかと思いますので、ちょっと手持ちではございますが、資料で分かる範囲の数字をお示ししたいと思います。まず桜まつり、これにつきましては御案内かと思いますが、3月8日までを予定してございました。これが感染がだんだん蔓延したことにより3月1日でお祭りを閉じさせていただいてございます。入り込み客につきましては、10万7,000人と。前年度が12万人でございました。つきましては1万3,000人減少という数字のものもでございます。また金額、歳入面のお話がございましたので、ハーブガーデンの収入としまして3月分ですね、今申し上げた3月分、一番分かりやすいところかと思いますが申し上げますと、平成30年度売店含めて収入が467万ございました。これが今年その3月でお祭り閉めた関係もございまして、97万3,000円と。前年対比、この単月で370万円の減収がございました。以上でございます。

政策推進課長 全体的な歳入につきましては、今、国のほうはですね、2021年度予算編成に向けて、1か月遅れの9月末に方針を出すということを見据えながらですね、今後の様々な収入と交付税も含めて調査をしているところでございます。また国のほうはですね、調査会のほうにおきまして、7月末現在の各県の収入の見込み状況を全部出しておりますので、そうすると例えば地方消費税の額がどのくらい増えたのかとか、そういう部分を含めてですね、最終的に予算編成に向けて取り組んでいきたいと思います。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。コロナ、多分来年まで続いて、なかなかワクチンがどうのこうのとニュースでもやられてますし。これが住宅とか貸してるとか、賃貸住宅とか、新しい子育て世代住宅だとか、あの辺の収入は特に未納とかその辺の関係はあるんですか。

参事兼総務課長 町でお貸ししている住宅について、コロナの関係による未納というのはございません。

10番 齋 藤 いろんなところに影響がしてしまってますので、その辺ちょっと住宅借りてる人たちで、お金大変だとかいろんなことが出てくると思います。そんな相談も、多分町にたくさん来てるのかなとは思いますが。その辺の対応をスムーズにしていいただければと思うんですけど。その辺の相談件数とかというのは

何かあるんですかね。具体的に出てますか。

税 務 課 長 町税の関係でいいますと、コロナの関係で、町税の徴収猶予というのがございます。これは前年度の決まった月、2月からの月で前年度の収入20%以上落っこってるようなところに対しては、納期を1年間延長するという制度でございますが。今現在ですね、徴収猶予の申請件数は5件で、個人の方はいらっしゃらないです。事業所の方が5事業所ということで、個人の方はいらっしゃらない状況でございます。以上でございます。

10番 齋 藤 分かりました。来年も予算…来年のまたこの時期に決算とかまたやったりしますし、来年の予算もまた3月につけなきゃいけないので、なかなか予算組みも大変かと思うんですけど。その辺を御考慮に入れながら作っていただければと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

8 番 中 野 1点だけお聞かせください。総務費、総務管理費の中の文化センター。ページから言えば73ページの最下段になりますが。この施設につきましては、前町長時代からも築40年近くもうたってるんでということで、存続させるべきか、壊してまたそれ以外のものに使うかということがさんざん議論されてきた経緯がございます。そして、結果的にはこの町にもやはりあの程度のものがなくては困るということで、それならばということで、15年ほどのまだまだ使っていこうというような形になって、耐震化、そして雨漏り、ボルダリング建設によって雨漏りが直つてると。それでこのたびの電気系統の工事。いろんな修理改修が行われてきまして、数億の費用がかかっておるわけでございますが。これに毎年この文化センターの経費的に見ると、3,000万円以上がかっているということでございます。それで今回の自主事業、前年1回だけやって、売上げが、収入が190万、支出が210万ということで、とんとん程度ということでございます。

よくここで議論されたのは、稼げる施設にしていこうよというようなことがよく言われていましたが。別に私、公民館も含んでいるので、稼げるというよりか、もっともっと広く有意義に使ってもらふ施設というふうな思いの強いんじゃないか、私は強いわけでございますが。しかしながら利用収入なんてい

うのを見ますと幾らもないんですね。260万ぐらいしかないんですよ。したがいきまして、それで3,000万円以上の経費がかかっていると、せっかく数億円かけて補修、修理をしてきたものが、このまま来年度以降も今までどおりの運営の仕方ですと、このままの推移で終わってしまうんじゃないかと。一部の町民の人たちにだけしか使われてないのでは非常にもったいないなと私は常に思っているわけでございます。

そこでその点についてですね、来年度以降の運営の仕方と、多分そのうち指定管理者に委ねるとかという思いもあろうかとは思いますが。すぐにすぐというものではなかろうかと思います。教育課のほうで今後の運営、また利用の仕方等を考えておられることがあるならばお聞かせをいただきたいと思います。

教 育 課 長 文化センターのあり方につきましては、平成29年度末に文化センターのあり方ということで、今後はですね、指定管理者も含めまして議論をしていこうということで、その管理のあり方について計画がまとめられたところでございます。そういった中で、そういう指定管理者の方につきましては、業者も見に来ていただいたんですが、サウンディングという形で、センターの中身を見て回った経過がございます。御指摘のとおり年間の維持費もかかっておりますので、どうやったら収入維持をしていくかということで、自主事業も始めましょうということで、昨年度は3回の予算に対して1回しかできなかったんですが、引き続き今年度も予算を見させていただきまして模索をしているところでございます。すぐにはすぐという結果は出ませんが、十分に町の中で協議をしていきまして、その維持ができますように十分に考えていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

8 番 中 野 具体的なね、これが一番ベストだよ、ベターだよというものはすぐにはすぐ思いつかないと思いますけども、今のまま何もせずでいるならば、本当にあの施設は銭食い虫、金食い虫になってしまいますのでね、ぜひ皆さんの才能のあるところで、いろいろなイベントも結構ですし、利用され方でも考えていただきまして、PR等も含めて、誰からも愛される町民文化センターであってほしいなと、そんなふうに思うわけでございますが。ぜひその辺を要望して終わります。

議

長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号につきましては、一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第1号は一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査をすることに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など、必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

議

長 暫時休憩します。

(13時58分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(14時00分)

構成委員の報告がありました。読み上げます。委員は議長を除く議員6名で構成されます。名前を読み上げます。寺嶋正君、南雲まさ子君、平野由里子君、内田晃君、古谷星工人君、唐澤一代君。委員長は南雲まさ子君、副委員長は唐澤一代君です。

一般会計決算審査特別委員会の委員及び正・副委員長選任したことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査をよろしくお願いいたします。なお議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議

長 暫時休憩とします。午後4時半から再開します。なお、この休憩時間中にこの場で全員協議会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(14時02分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(16時54分)

議案第43号松田町一般会計補正予算（第9号）の審査のため、本日の会議時間は延長します。

議長 暫時休憩します。 (16時55分)

議長 休憩を解いて再開します。 (17時30分)

お諮りします。休憩中に一般会計補正予算審査特別委員会委員長より、一般会計補正予算（第9号）審査特別委員会報告書の提出がありましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）（一般会計補正予算審査特別委員会報告）を追加日程第1として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声多数)

配付漏れなしと認めます。

議長 追加日程第1「議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）（一般会計補正予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。
委員長 大舘秀孝君。

一般会計補正予算
審査特別委員長

それでは、朗読をもって報告と代えさせていただきます。

令和2年9月11日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計補正予算審査特別委員会委員長 大舘秀孝。

一般会計補正予算審査特別委員会報告書。本委員会は、9月10日、11日に役場4階大会議室において、委員6名中6名出席のもとに特別委員会を開催し、令和2年第3回議会定例会において付託された、議案第43号「令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決するべきものと決定しました。

審査の内容。政策推進課長、観光経済課長、教育委員会教育課長ほか関係職員の出席のもと、質疑を行い審査しました。

この結果、次の事項について強く申し入れます。

(1) 町単独の家賃補助の執行は国庫補助対象基準を遵守するとともに、売上減少率の低いものは慎重に取り扱うこと。

(2) 松田町特産品開発事業補助金執行に当たっては、その後の検証を十二分に行うこと。

1 枚おめくりください。議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）に対する修正案。

議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）の一部を次のように修正する。

第2条及び第2表 継続費を削る。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長 一般会計補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決をします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。本日の会議はこれにて延会といたします。

今後の日程についてお知らせします。明日9月12日と13日は休会とします。9月14日は10時30分から令和元年度主要工事箇所現地視察に出発します。午後は常任委員会の予備日とします。9月15日は総務文教常任委員会は委員長の指示に従って大会議室で付託された議案第38号と陳情第1号の審査をお願いします。ほかの委員会は委員長の指示に従ってください。9月16日は午前9時から一般会計補正予算審査特別委員会を開催しますので、大会議室にお集まりください。9月17日は産業厚生常任委員会開催の申し出がありましたので、委員長の指示に従ってください。ほかの委員会は委員長の指示に従ってください。9月18日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集ください。

本日は御苦労さまでした。

(17時38分)